#### 単 位 事 務 名

# 児童手当・特例給付

拠及び 根

参考法令

児童手当法(昭和46年法律第73号)

児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)

児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)

鹿児島県立学校職員児童手当支給要領(昭和47年1月24日鹿教管第655号)

方 法 処 理 項 目 手当の種類 児童手当法上の区分は次のとおりである。 1 児童手当(法第4条給付) (1) 3歳未満の児童(注1) (2) 3歳以上小学校修了前の児童(注2) (第1子・第2子) (3) 3歳以上小学校修了前の児童(注2) (第3子以降) (4) 小学校修了後中学校修了前の児童(注3) ※ (注1) 施設入所児童を除き、月の初日に生まれた児童については出生の日か ら3年を経過しない児童とする特例を設けている。この場合,年齢計算 ではなく民法の期間計算の原則に従い、出生の日の翌日から3歳の誕生 日までが3歳未満となる。 ※ (注2) 3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については出生の日から3 年を経過した児童)であって12歳に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある児童(施設入所児童を除く。) ※ (注3) 12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって15歳に 達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所児童を除 < 。 ) 2 特例給付(法附則第2条給付) ※ 当分の間、法第4条に規定する要件に該当する者(所得制限額以上で あることにより、児童手当を支給されない者に限る。) に対し、児童1

児 童 の 定 義 1 「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 であって、日本国内に住所を有するもの又は留学等の理由により日本国内 に住所を有しないものをいう。

人につき月額5千円の給付を行うものとすること。支給事務等について

- ※ 「留学」については、以下の要件を全て満たすものであること
  - ① 日本国内に住所を有しなくなった日の前日までに日本国内に継続し

2020年度 児童-1

は、児童手当の場合と同様に取り扱う。

	項	目		処	理		 法	
		1.	て3年を超え	, –				
			•				生しており.	父母等と同居
			していない。	-		· / L · / -/L ·	<u> </u>	) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1 ) (1
			_		有しなくなっ	った日から	3年以内のも	っのであること
			2 支給対象となる	る児童は,	15歳に達す	トる日以後の	の最初の3月	月31日までの間
			にある児童(施	設入所者?	を除く。以つ	「中学校位	修了前の児童	重」=「支給要
			件児童」という。	, )				
支	給	額			5月までの月	引分の手当!	は前々年)な	び政令で定める
			所得制限額未満					
			3歳未満(一				15,000円	
			3歳以上小学					
			3歳以上小学				15,000円	
			小学校修了後				10,000円	
			例: 11月に3				•	
			10,000円(た	だし,第	3子以降は	引き続き15	5,000円)とフ	なる。
			※ 支給額の算定					
			までの間にある					
			場合、実子も含む					(居している児
			童(施設の設置					
			(例1)19歳,16				•	
					- (0円),			
					- (15,000円		5,000円支給	する。
			(例2) 19歳, 13				との フルか	0 7 (15 000
							成の子は第	2子(15,000
			円) で,	計25,000	)円支給する	0		
			9 前年の託伊(	1 日 み、ご	5日までの5	日本の手楽	は前ヶ年)4	ごみ合って字よっ
						ガツ手当り	は削べ年)だ	が政令で定める
			所得制限額以上 <sup>*</sup> 児童1人あた			00円(月額	a)	
			光量1 八めた ※ 特例給付 <sup>3</sup>		·			芝16冬)
			<u>₩</u> 40 Ω₩Ε10.	C D (), )	化塞丁二 寸16	47 PHA 17L C 1	4°00 (149	710/1/
所	得	制限	   1   政令で定める	所得制限額	額(児童手当	á法施行令?	第1条)	
' '	, ,				制限限度額表			在)
			扶養親族数		斤 得 額		収入額の	
			0人		622 万円		833.3 万	_
			1人		660 万円		875.6 万	
			2人		698 万円		917.8 万	
				L				

項目	夕	理	方 法
	3人	736 万円	960.0 万円
	4人	774 万円	1,002.1 万円
	5人	812 万円	1,042.1 万円
	※ 「収入額の目安	」は、給与収入のみで	計算していますので,ご注意ください。
	(注) 1 扶養親族数	数は,児童手当法第	5条第1項に規定する「扶養親族
	及び児童」の	り数。	
	2 所得税法に	こ規定する同一生計	配偶者(70歳以上の者に限る)又
	老人扶養親族	<b></b> 友がある者について	の限度額(所得額ベース)は、上
	の額に当該同	司一生計配偶者(70	歳以上の者に限る)又は老人扶養
	族1人につき	き6万円を加算した	額。
	3 扶養親族等	等の数が6人以上の	場合の限度額(所得額ベース)は、
	5人を超えた	と1人につき38万円	(扶養親族等が同一生計配偶者 (
	歳以上の者に	こ限る)又は老人扶	養親族であるときは44万円)を加
	した額。		
	2 所得額の計算方法	去(児童手当法施行	令第3条)
	(1) 所得の額は、	その所得が生じた年	の翌年の4月1日の属する年度分の
	市町村民税に係る	5	
	・総所得金額(総成	収入額から給与所得控除	額を控除した金額) 合計額から10万円
	・公的年金等収入	額(公的年金等控除額を	控除した金額) を控除した金額
	• 退職所得金額及	び山林所得金額	
	・土地等に係る事		
			額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合
	,	除した額)並びに先物取	
			会保険料控除及び生命保険料控除
	に相当する額と	*	Identify is a start and a second seco
			控除を受けた者については、それ
	れ次に掲げる額を	_ , , , , _ ,	V 歴 の 記 伊 亜 仲 ナ ユ フ 坦 人 ) テ 十 1 の 記 伊
	市町村民税につい 控除の種類		当等の所得要件をみる場合に本人の所得 算に当たって控除される額
	雑損控除	当該雑損	
	医療費控除	当該医療	<b>季</b>
	小規摸企業共済等持	掛金控除 当該小規	<b>見模企業共済等掛金控除額</b>
	障害者控除	1人につ	き27万円
			害者の場合,1人につき40万円)
	寡婦(夫)控除	27万円 (ただ)	合計所得金額が500万円以下の場合)
	アル 1。10 並目4並収入	35万円	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	ひとり親控除 		合計所得金額が500万円以下の場合)
	勤労学生控除	27万円	I may be a second of the secon
			,市町村が発行する児童手当用所行
	額証明書で確認		
			除についても、当該金額を控除さ
	る額として取り	0扱う。	

	項	目		処 理 方 法
				3 扶養親族等及び児童(児童手当法第5条第1項) (1) 「扶養親族等」は、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族で、前年の所得証明書(1月から5月までの月分の手当は前々年)に記載している人数。前年、前々年の人数のため請求時の実際の扶養人数とは異なる場合もある。 ・ 養育者の前年(1月から5月までの月分の手当は前々年)の所得についての課税所得金額の計算上において、実際上、配偶者控除及び扶養控除の対象になった者に加え、前年(又は前々年)の12月31日時点で16歳未満の税法上の扶養親族であった者も含まれる。  (参考)扶養親族数が0人になる場合配偶者等の扶養親族数が0人になる場合配偶者等の扶養がない者(共働き等)が、第1子目の請求をした場合。(前年、前々年の所得証明書には第1子は扶養に入らないため。)  (2) 「児童」は、受給資格者の扶養親族等でない児童で、当該受給資格者が前年又は前々年の12月31日時点で生計を維持していたもの。 ・ 仮にその児童が養育者本人の親族等であったならば、当然に養育者本人の税法上の扶養親族となったはずの児童をいう。
支	給	要	件	中学校修了前の児童を養育している者で、次のいずれかに該当し、日本国内に住所を有するものに支給される。  1 支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下「父母等」という。)  ※ 未成年後見人:親権者がない場合や親権者が管理権(財産に関する権限)を有しない場合に、親権者の指定若しくは家庭裁判所の選任により、その未成年者の法定代理人となる者。
				2 日本国内に住所を有しない父母等が生計を維持している児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該児童が寮生活をしている場合等、同居することが困難であると認められる場合は別居でも可。)のうち、当該父母等が指定する者(以下「父母指定者」という。)※ 例えば、児童の生計を維持している父母等が国外に移住しており、児童は日本に居住している祖父母に預けているような場合で、父母等が祖父母のうちいずれかを児童と監護・生計同一関係がある者として指定するケースが考えられる。
				3 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれと生計を同じく しない児童を監護し、かつ、その <u>生計を維持する</u> 者
				※ 用語の解釈 (平成24年3月31日雇児発0331第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)  ① 「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていると社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいう。しかし、必ずしも児童と同居している必要はなく、また、

項目	処 理 方 法
	児童の生計費の負担というような経済的要素は含まないものであるこ
	と。従って、勤務、修学、療養等の事情により、児童と養育者とが起居
	を共にしていない場合であっても,現に監督,保護を行っていると認め
	られる限りにおいては、「監護」の要件を満たしていると取り扱って差
	し支えない。
	② 「生計を同じくする」とは、児童と養育者との間に生活の一体性があ
	ることをいうものであり、必ずしも同居を必要とするものではないこ
	と。従って、勤務、修学、療養等の事情により、別居し、日常の起居を
	共にしていないが,別居の事由が消滅したときは,再び起居を共にする
	と認められ、かつ、児童と養育者との間で生活費、学資金、療養費等の
	送金が継続的に行われている場合は,「生計を同じくする」に該当す
	る。
	再び起居を共にするとは、新たに生まれた児童は別として、原則とし
	て従前同居しており、再び同居すると認められる場合をいうものであ
	る。なお、児童と養育者が同居している場合には、明らかに生計を異に
	すると認められる場合を除き「生計を同じくする」として取り扱って差
	し支えない。
	③ 「生計を維持する」とは,児童の生計費の大半を支出していることを
	いうが、生計維持のための資金は、必ずしも養育者本人の資産又は所得
	である必要はない。すなわち、その者が他から仕送りを受け、あるいは
	生活保護を受けている場合でも差し支えない。しかし、児童の所得、児
	童自身に支給される公的給付のように、児童の所有に属する金銭又は児
	童の養育費に充てるためのその兄姉等からの送金が児童の生計費の主な
	部分を占めている場合には、養育者が当該児童についてその「生計を維
	持する」ものとは認められない。
	※ 同一世帯で2名以上の者が受給することはできない。
	※ 再任用職員(フルタイム勤務)及び臨時的任用職員は県が支給する。
	※ 再任用職員(短時間勤務)は住所地の市町村での支給となる。
	≪父母が共同で児童を養育している場合の取扱い≫
	夫婦共働きなど父母が共同で児童を養育している場合,手当は当該児童
	の生計を維持する程度の高い者に支給する。
	「当該児童の生計を維持する程度の高い者」とは家計の主宰者,すなわ
	ち家計においてより中心的な役割を果たしていると社会通念上認められる
	者をいうが、これを父母のいずれとするかについては、基本的には両者の
	前年(1月から5月までの月分の手当は前々年)の所得を比較して、高い
	方を家計の主宰者とする。
	所得にほとんど差がない場合には,
	イ 住民票上の取扱い (父母どちらが世帯主になっているか)
	ロ 健康保険の適用状況 (父母のどちらの被扶養者になっているか)
	ハ 所得税等の扶養控除の適用状況(父母のどちらの扶養親族になってい
	るか)
	などの諸事情を総合的に考慮して、判断すべきである。
	0.0 AR ALIA CARA LAME AND CO. 1991 / C. CO. O.

項目	処 理 方 法
	《同居父母優先(法第4条第4項)》 離婚協議中の別居の場合などのように、父母のいずれか一方が児童と同居し、父母が生計を同じくしていない場合は、児童と同居している方に支給する(なお、単身赴任に伴い別居することとなった場合は、別居後も引き続き父母が生計を同じくしていると認められるので、児童と同居している者でなく、児童の生計を維持する程度の高い者を受給資格者とする。)。 児童との同居は基本的には住民票で判断するが、例えばDVで事実上配偶者と別居し、児童と一緒に居住している場合、当該事実が客観的に認められれば(例:婦人保護施設や母子生活支援施設に児童とともに入所している。)、住民票を異動していなくても、同居扱いとする。 以上の点を踏まえた、「夫婦共働き世帯における児童手当の認定について」は、後述の項目を参照のこと。(児童一18)
支始期、終期	児童手当等の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。具体的には次のとおり。  1 支給の始期 認定請求書受理日の属する月の翌月から支給を開始する。 ただし、やむを得ない理由(災害・事故等)により認定請求ができなかった場合に、やむを得ない理由が解消された後15日以内に請求をしたときは、やむを得ない理由により認定請求ができなくなった日の属する月の翌月から支給を開始する。また、月末に児童が出生した場合についても、通常、出生日の属する月の翌月から支給を開始する。また、月末に児童が出生した場合についても、通常、出生日の属する月に認定請求を行うことは困難と考えられるため、出生の日の翌日から15日以内に認定請求を行えば出生日の属する月の翌月分から手当が支給される。  例えば、10月30日に出生した場合、10月31日から数えて ○ 15日以内(10月31日から11月14日の間)に認定請求 → 11月分から支給 ○ 16日以降(11月15日から11月末までの間)に認定請求 → 12月分(認定請求書受理日の翌月)から支給 ※ 15日目が休日に当たるときは、その翌日とする。  ※ 所得証明書や住民票等の添付資料の提出が遅れそうな場合は、認定請求書を先に受理すること。  ※ 挟養手当等とは異なり、月の初日に出生した場合も認定請求書受理日の翌月からの支給となる。  2 支給の終期 (1) 職員が退職、死亡した場合又は支給要件児童が、その要件を欠いた場合は、支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給する。

	項	目		処	理	方	法	
				<ul><li>* 支給要件児童だし、4月1 ただし、4月1 日の3月31日と</li><li>(2) 6月の現況届のは、5月分まで児童で児童で見る</li><li>(2) 東が生じた場合は、</li></ul>	日が15歳の誕 なる。 提出により月 童手当を支給	生日である場 「得額が政令で する。現況届	合は, 15歳ん で定める額を の審査によ	こ達する日は前 と上回った場合
				3 支給額の改定 児童手当の給付を 場合には、次のとお (1) 増額の場合 額改定認定請求 やむを得ない理 については、認定 (2) 減額の場合 額改定届を受理 を改定する。	り支給額を改 書受理日の属 由により額改 請求の場合と	定する。 する月の翌月 定認定請求が 同様とする。	から支給額できなかった	を改定する。 た場合の取扱い
支	終	31	日	<ol> <li>毎年2月,6月及る</li> <li>給料支給日に支払う。</li> <li>前支払期月に支払した場合におけるそのも支払うものとする。</li> </ol>	うべきであっ の期の児童手	た児童手当等 当等は, その	又は支給する	べき事由が消滅
電	算	報	告	<ol> <li>新たに認定を行うる場合は、児童手当ず、変更があった都が</li> <li>各支給月の前月にみ)ので、各支給月のれば、修正の報告を</li> </ol>	報告書により 度報告する。 は児童手当所 の報告の際は	,電算報告を <sup>を</sup> )	行う。 (支 <i>i</i> 送付されて <	給月にかかわら くる(該当校の
				児童手当(特例給付) 〇 6月支給…2月分(照合リストは5月〇 10月支給…6月分(照合リストは9月〇 2月支給…10月分(照合リストは1月分(照合リストは1月なお、支給月に対す月に追給・戻入される	か~5月分の 引入力分まで 月 分~9月分の 日 入力分まで 日 入力分まで 日 入力分まで 日 入力分まで 日 入力分まで 日 入力分まで 日 入力分まで 日 入力分まで 日 入力分まで 日 入力 日 分 の 日 分 の 日 分 の 日 分 の 日 日 ら 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	F当を2月~6	6月に報告し 0月に報告し 2月に報告し	たもの

項目	
	(例1) 支給月(令和2年6月)に対する該当月の報告 (1) 開始 電算報告:令和2年5月 手当支給開始年月:令和2年4月 支給:令和2年6月に4月分~5月分を支給 (2) 消滅 電算報告:令和2年4月 支給事由消滅年月:令和2年3月 支給:令和2年4月に2月分~3月分を支給(随時払い) (例2) 支給月(令和2年6月)に対する該当月以前の遡及入力 (1) 追給 電算報告:令和2年8月 手当支給開始年月:令和2年4月 追給:令和2年8月に4月分~5月分を追給 (6月~8月分は令和2年10月に支給) (2) 戻入 電算報告:令和2年8月 支給事由消滅年月:令和2年3月 戻入:令和2年8月 支給事由消滅年月:令和2年3月 戻入:令和2年8月に4月分~5月分を戻入  3 現況届や法改正等により電算報告上の区分が変わる場合は、実際の支給額に変更がない場合においても、電算報告を行うこと。 [電算報告上の区分] 児童手当:法第4条給付 特例給付:法附則第2条給付
· 勃	児童手当等の支給を受ける権利は、現況届を提出しないため支払が一時差し止められた6月分以降の児童手当に係る最初の支払期月(10月)における支払日の翌日から起算して2年間権利を行使しない場合には、時効によって消滅する。(法第23条第1項)

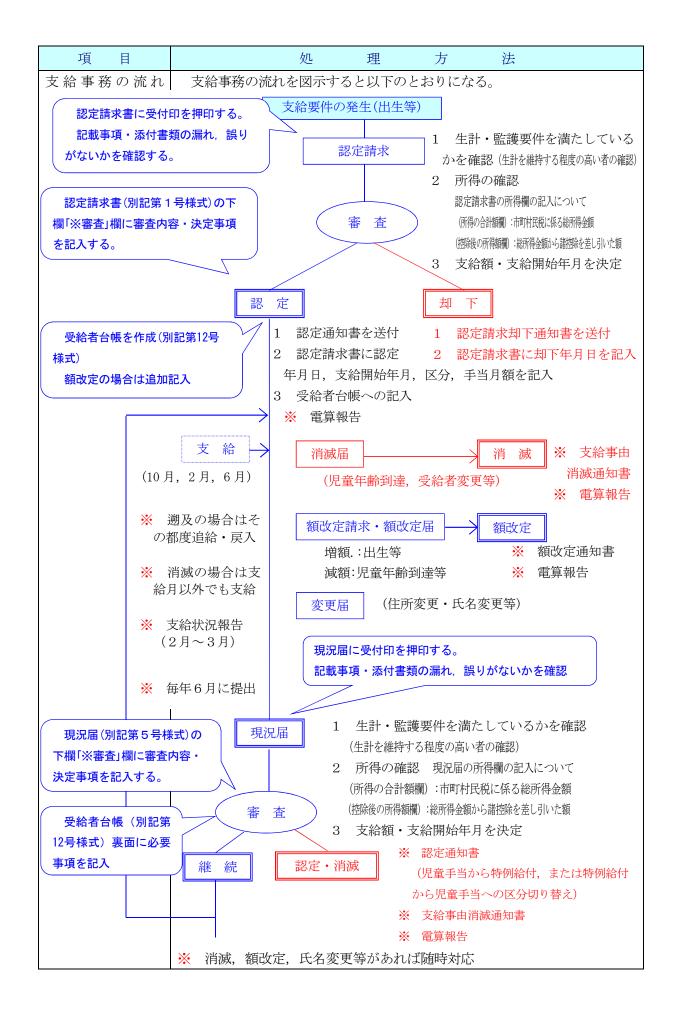
	項		目				処	理	方	法
認	定	請	求	等	認定請求	<b>対等は</b> る	との種類によ	って以下の	書類を提出す	<b>3</b> .
			提出	を必要	<b>ミ</b> とするとき		請求書及び 届出書の種類	添 付 ※ 申立書が	・ 書類 必要な場合がある。	所属長が請求者等に対 して行う通知
	新たに受給資格が生じたとき 新たに要件を備えた者がある場合。 (第1子の出生,新たに児童を監 護することになった・・・等) 在外教育施設等から帰国すること になった場合も含む。					重を監		帯全員の住民票 ・受給資格者 所得証明書(リ (1月から5)	及び児童の属する世 要 及び配偶者の前年の 児童手当用) * 1 月までの月分の児重 よ前々年とする。) (共通)	
		<ul><li>海夕</li></ul>	トに留	学中の	)児童がいる	場合			先の学校の在学証5 添付), 留学前の5 つかる書類	
		<ul><li>受約</li></ul>	合資格	者が未	成年後見人	の場合	認定請求書	児童の戸籍技	少本	認定請求却下通知書 (第2号様式)
		<ul><li>受約</li></ul>	合資格	者が分	、母指定者の	場合			居住の状況がわかる 明書など)及び父母 受領証 *2	5
	合と	<ul><li>離如</li></ul>	香協議	中で面	皇童と別居し 皇偶者と別居 『認定請求を	し,児童		る書類 (学校(など)	児童の状況がわかの 原本の入寮証明書であることを証明す	
		毎年6月(全ての受給者)		現況届	認定請求書 & 月時点のもの)	と同じ(住民票は6	認定通知書(第2号様式) 又は 支給事由消滅通知書 (第8号様式)			
		出生だえたと		より支	[給対象とな	る児童が	額改定認定請 求書	児童の属する	る世帯全員の住民票	額改定通知書又は改定請求 却下通知書(第4号様式)
			要件な ったと		り支給対象	となる児	額改定届	なし		額改定通知書 (第4号様式)
	受	ける~	、き事 ト教育	由が消	\なくなるな 拍滅したとき に赴任するこ		受給事由消滅届		伴う場合は,辞令0 誰認できる書類	支給事由消滅通知書 (第8号様式)
				監護し たとき	ている児童	の氏名,	氏名(住所)変 更届	受給資格者類児童の属する問	又は住所を変更した 世帯全員の住民票	なし
					した場合で た児童手当		未支払請求書	なし		未支払支給決定通知書又は 未支払請求却下通知書 (第10号様式)

項目	処 理 方 法
	※ 「住民票」とは、住民基本台帳の記載事項を専用紙(紙媒体)に写した もので、市町村役場において申請者に交付される「住民票の写し」を指 し、続柄等の記載が省略されていないものとする。
	*1 申請者の配偶者が当該申請者の控除対象配偶者となっていない場合など、生計を維持する程度の高い者の判定上、配偶者の所得状況の確認が必要な場合は、配偶者についても所得証明書を添付する。 *2 児童の住所地の市町村へ父母指定者指定届を提出し、当該市町村から受領証を受け取る。 *3 離婚協議申入れにかかる内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書の写し等
	次の場合は、上記書類に加えてそれぞれ受給資格者が支給要件となる児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることを明らかにすることができる書類(申立書)を添付しなければならない。申立書は請求者自身の申立書とし、公的機関等により証明された書類である必要はない。
	ア 受給資格者が支給要件児童※と同居していない場合(別居監護申立書:様式例1) ※ 15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童を含む。 ・ 単身赴任の場合は単身赴任手当認定簿の写しでも可 ・ 海外に留学中の児童がいる場合は、海外留学に関する申立書(様式例2)を添付 イ 受給資格者が自分の子でない支給要件となる児童を認定申請する場合(様式例3) ・ 受給資格者が父母指定者で児童と別居している場合は、アの様式例1を添付 ・ 受給資格者が未成年後見人で児童に父母がいる場合は、父母の状況(父母の氏名、住所など)についての申立書(様式例4)を添付 ウ 受給資格者が離婚協議中で配偶者と別居し、児童と同居している場合(配偶者と生計を同じくしていない場合:法第4条第4項)
	・ 配偶者と別居していることや離婚協議中であることなどの申立書 (様式例5)を添付
認定等	1 所属長は、認定請求書を受理した場合は、生計・監護要件や所得要件等について、認定請求書の記載事項及び添付書類を審査し、受給資格がある者については、額を決定するとともに、認定通知書(別記第2号様式)により当該請求者に通知し、受給資格がない者については、認定請求却下通知書(別記第2号様式)により、当該請求者に通知しなければならない。
	2 増額改定の請求があった場合,同様に処理し、額改定通知書(別記第4 号様式)あるいは改定請求却下通知書(別記第4号様式)により、当該請

J	項	B	処 理 方 法
			求者に通知しなければならない。 減額改定の届出があった場合も、同様に処理し、額改定通知書により、 当該届出者に通知しなければならない。 また、消滅届があった場合も、同様に処理し、消滅通知書(別記第8号 様式)により当該届出者に通知しなければならない。 3 所属長は、職員からの届出等を受理したときは、速やかに受付印を押 し、児童手当受付簿に記載して、決裁後は決裁月日、決裁番号、手当の支 給開始若しくは改定又は廃止の時期を記載すること。
現	況	届	1 6月1日以降も受給予定であるすべての受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した現況届(別記第5号様式)を、前年の所得証明書等を添付して所属長に提出しなければならない。
			2 5月に新たに認定請求し、6月分からの支給として認定される受給者については、現況届の提出は不要とするが、認定請求書に前年の所得証明書を添付すること。(認定請求時に所得証明書を添付できない場合でも、認定請求書は受け付けることとし、後日所得証明書を提出させること。)
			3 受給者が現況届を正当な理由なく提出しない場合は、6月分以降の児童 手当等の支払いを一時差し止めることができる。 (1) 審査した結果、引き続いて児童手当等を受給すべきものと認定したと きは、受給者台帳の現況届欄に所要の事項を記入すること(認定通知書 は必要ない。)。
			(2) 所得超過により6月分から児童手当と特例給付の区分切替え予定の受給者は、認定請求があったものとみなし、現況届をもって認定処理を行う(受給者台帳に所要の事項を記入し、認定通知書を作成する。)。 「令和 年 月 日付けで請求のありました」の欄には現況届の提出日を記入する(児童手当法施行令第14条の認定請求があったものとみなされる場合に該当するため)。
			<ul> <li>支給開始年月日 6月から</li> <li>所得要件が児童手当から特例給付になった場合は、児童手当の支給事由消滅の旨を付記した特例給付認定通知書を送付する。逆の場合は、特例給付の支給事由消滅の旨を付記した児童手当認定通知書を送付すること。</li> <li>(3) 審査した結果、児童手当等の支給事由が全て消滅したものと確認したときは、受給者台帳に消滅事由及び消滅年月日を記入し、支給事由消滅</li> </ul>
氏名	( {	生 所)	通知書を作成する。 受給者は、氏名(住所)を変更したとき又は支給要件児童のうちに氏名

項目	処 理 方 法
変 更 届	(住所)を変更した児童があるときは、14日以内に、氏名(住所)変更届 (別記第6号様式)を所属長に提出しなければならない。
受給事由消滅届	1 受給者は、児童手当等の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに消滅届(別記第7号様式)を所属長に提出しなければならない。ただし、職権による消滅についてはこの限りでない。
	2 所属長は、前項に規定する消滅届を受理し、記載事項が事実に相違ないと認めたときは、消滅通知書(別記第8号様式)により当該届出者に通知しなければならない。
未支払児童手当等	1 児童手当等の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当等で、その死亡した者にまだ支払っていなかったものがあるときは、その死亡した者が監護していた支給要件児童であった者にその未支払いの児童手当等を支払うことができる。
	2 未支払いの児童手当等を受けようとする者は、未支払請求書(別記第9号様式)を所属長に提出しなければならない。
	3 所属長は、未支払請求書を受理した場合において、内容を審査し、支給 すべきであると認めたときは、未支払決定通知書(別記第10号様式)によ り、また、支給すべきでないと認めたときは、未支払却下通知書(別記第 10号様式)により、それぞれ当該請求者に通知しなければならない。
支払の制限等	1 所属長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。しかし、児童手当等の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、この命令に従わず、又当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。
	2 児童手当等の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、現況届等を 提出しないときは、児童手当等の支払を一時差し止めることができる。 児童手当等の支払を一時差し止めることとしたときは、支払差止通知書 (別記第11号様式) により受給者に通知しなければならない。
支給状況の報告	所属長は、毎年通知により定める日までに、前年の3月からその年の2月 までの間における児童手当等の認定及び支払状況を書類(様式は別に定め

項目	処理	方	法
	る。) により, 市町村教育委員会経由でない。	教育事務所	長に報告しなければなら
受給者台帳	所属長は、受給者台帳(別記第12号様 しておかなければならない。	式)を備え	付け,必要な事項を記録
職権による処理	次のような場合については、受給者がは職権により処理することができる。 1 受給権の消滅     受給者が次のいずれかに該当する場当等の支給を受けるべき事由の消滅の (1) 国・他県・市町村等本県の給与が (2) 退職した場合 (3) 消滅届の提出がないが、現有公簿 消滅したものと確認した場合(年齢	A合,職権に 決定をする S支給されな S等によって	より当該受給者の児童手 ことができる。 い所属へ異動した場合
	2 額改定届の提出がない場合の減額 額改定届の提出がない場合において 額を減額すべきものと確認したときは ができる。(例:第1子若しくは第2 る場合等) ※ 課税台帳等の現有公簿の確認は, 理に遺漏のないよう受給者台帳等に くこと。	<ul><li>、職権によ子が3歳以</li><li>各学校では</li></ul>	りその額を改定すること 上小学校修了前に該当す できないが、消滅等の処
	3 児童手当と特例給付の切替 各年の5月31日において、児童手当より確認した結果、その翌日から特例 特例給付の認定の請求があったものと 付を支給する。 特例給付の支給を受けている者が、 該当するときも同様である。	給付の支給 みなし,当	ま要件に該当するときは、 該各年の6月から特例給
	事 由		通 知 等
	① 児童手当,特例給付の継続	通知書は	不要
	② 児童手当から特例給付への切替	「特例給何	付認定通知書」 が必要
	③ 特例給付から児童手当への切替	「児童手	当認定通知書」が必要
	<ul><li>※ 職権で処理した場合の通知等</li><li>上記1~3の場合,受給者台帳に</li><li>定の通知書を作成し,受給者に送付</li></ul>		を記入するとともに,所



# 項 処 目 理 方 法 4月1日付け異動 4月1日付けの異動者等については、当該受給者の3月までの身分に 者及び新規採用 よって取扱いが異なるので留意すること。 者等の留意事項 定められた期限内に手続がなされた場合の支給の取扱いは次のとおり (年度当初) となる。 《公務員→公務員》 3月分まで旧所属で、4月分から新所属で支給する。 《公務員→被用者(注1)又は被用者等でない者(注2)》 3月分まで旧所属で、4月分から住所地のある市町村で支給する。 《被用者又は被用者等でない者→公務員》 4月分まで住所地のある市町村で、5月分から新所属で支給する。 ※(注1) 民間企業等のサラリーマン並びに共済組合の職員及び公務員の職 員団体等の職員, 国立大学附属学校等の職員 ※ (注2) 被用者又は公務員でない者 具体的には、以下のとおり取り扱う。 1 他の公務員からの転入教職員 (本県から給与の支給を受ける教職員以外の公務員から引き続き採用され た教職員) 認定請求書に、前の任命(認定)権者の発行した児童手当受給事由消滅 通知書、市町村長の発行した所得証明書及び住民票を添付して15日(注 3) 以内に所属長に提出すること。 ※ (注3) 15日を経過して受理した場合は、請求した日の属する翌月から支給開 始となる。 2 職員団体専従から復帰する者 (1) 住所を変更する者 ア 4月1日以前に住所を変更した場合 4月分は新住所の市町村からの支給となるので、5月分から学校で 支給する。 ただし、4月分は転出予定年月日(注4)から15日以内に新住所の 市町村に手続きを行った場合に限る。 また、5月分から学校で支給できるのは、4月中に所属長が関係書 類を受理した場合に限る。 イ 4月2日以降に住所を変更した場合 4月分は旧住所の市町村からの支給となるので、5月分から学校で 支給すること。 ただし、5月分から学校で支給できるのは、4月中に所属長が関係 書類を受理した場合に限る。 ※ (注4) 一般的には転出年月日の翌日が転入年月日となるが、児童手当法第8 条第3項に規定する「住所を変更した日」とは住民基本台帳法上の転出

項目	処 理 方 法
	の予定年月日になる。 (2) 住所を変更しない者 4月分は4月1日に住民基本台帳のある市町村からの支給となるので、5月分から学校で支給する。 ただし、5月分から学校で支給できるのは、4月中に所属長が関係書類を受理した場合に限る。
	3 4月1日付けで職員団体専従になった者 (1) 住所を変更する者 ア 4月1日以前に住所を変更した場合 4月以降の分は、新住所の市町村からの支給となる。 ただし、転出予定年月日から15日以内に新住所の市町村に手続きを行った場合に限る。 イ 4月2日以降4月末日までに住所を変更した場合
	4月分は旧住所の市町村、5月分から新住所の市町村からの支給となる。 ただし、4月分は、4月1日から15日以内に旧住所の市町村に手続きを行った場合、5月分は4月中に新住所の市町村に手続きを行った場合に限る。 (2) 住所を変更しない者 4月1日に住民基本台帳のある市町村から支給される。 ただし、4月1日から15日以内に住所地のある市町村に手続きした場合に限る。
	4 新規採用者 上記1における「前の任命(認定)権者」を「児童手当の支給を受けていた市町村長」と読み替えて、上記2の職員団体専従から復帰する者の例に準じて処理する。 5 3月31日付け退職者
	4月分以降は、上記3の4月1日付けで職員団体専従になった者の例に準じる。  6 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(公益法人等派遣法)による派遣職員等 (1) 公益法人等派遣法による派遣職員は、身分は公務員であるが、共済の長期給付に係る費用は派遣先団体が負担することから、児童手当法上は被用者扱いとなる。 ア 公務員から公益法人等に派遣される場合 辞令が出た日が支給要件の消滅日となるため、4月1日付けの辞令
	の場合は4月1日が消滅日となり、4月分までは旧所属から、4月中 に居住地の市町村に申請手続を行えば、5月分からは居住地の市町村 からの支給となる。

項目	処 理 方 法
	なお、辞令が3月31日付けの場合は、3月までは旧所属、15日以内に居住地の市町村に申請手続を行えば、4月からは居住地の市町村からの支給となる。  イ 公益法人等に派遣されていた職員が公務員に戻る場合  4月1日付けの辞令の場合、4月分までは居住地の市町村から支給され、4月中に所属へ申請手続を行えば、5月分からは所属からの支給となる。  なお、公益法人等派遣法第8条において、派遣職員に関する子ども・子育て支援法の規定の適用については、派遣先団体を拠出金納付団体とみなすと規定されている。
	(2) 退職派遣者は、身分は民間人となるため、通常の民間企業派遣と同様、児童手当法上は被用者扱いとなる。 ア 公務員を退職して公益法人へ派遣される場合 公務員を退職する日が支給要件の消滅日となるため、3月31日付け 退職、4月1日付け派遣の場合は、3月分まで旧所属から支給され、15日以内に居住地の市町村に申請手続を行えば、4月分からは、居住地の市町村からの支給となる。 なお、4月1日付けで公務員を退職する場合は、4月分までは旧所属から支給され、15日以内に居住地の市町村に申請手続を行えば、5月分から居住地の市町村から支給となる。 イ 公益法人に派遣されていた職員が公務員に復職する場合 公益法人を退職した次の日が支給要件の消滅日となるため、公益法人を3月31日付け退職、公務員には4月1日復職の場合、4月分までは居住地の市町村から支給され、4月中に所属へ申請手続を行えば5月分からは所属からの支給となる。
	7 在外教育施設(日本人学校)派遣者 (1) 4月に委嘱辞令の交付を受けて赴任する場合は、4月1日を支給要件消滅日として、4月分まで支給する。 (一般的には、海外転出届をした日が支給要件消滅日となり、その日の属する月の分まで支給するため、転出予定日を4月1日とすることが望ましい。) (2) 在外教育施設(日本人学校)から戻った場合は、転入日以降、認定請求のあった日の翌月分から支給する。
受給者台帳等の取 扱い,保存期間	

2020年度 児童-17の1

	項	目		処 理 方 法
				(3) 上記以外の届書等
				提出のあった日の属する年度の翌年度から1年
そ	の	他	の	1 再任用職員(ショートタイム勤務)は、住所地の市町村役場で本人が手
留	意	事	項	続きを行うよう周知すること。
				   2 退職後に再任用される職員(フルタイム勤務)は電算上引き継がれない
				(手当情報がクリアされる)ため、再度認定が必要。2月~3月分につい
				ては4月給与で随時払いされる。
				3 退職後ブランクのある再任用職員(フルタイム勤務)は新規認定の手続
				きを行う。
				4 市町村で児童手当の支給を受けていた者が,所属から支給されることと
				なる場合(新規採用者、職員団体専従からの復帰者など)については、受
				給者本人が事前に当該市町村に受給事由消滅の届出を行うこと。
				- 旧辛エルの士外と至けていて聯盟で、正相紹治に係て再出立は沈ウによ
				5 児童手当の支給を受けている職員で、所得税法に係る更生又は決定により、所得の額が所得制限限度額以上となったときは、特例給付への切り替し
				えを行うこととなるので、十分留意すること。
				んでログこととなるがで、「カ田志すること。
				   6 職員が退職した場合など支給すべき事由が消滅した場合は,支払期月
				(2月・6月・10月)でない月であっても支給すること(随時払い)がで
				きるので、支給事由の消滅した月の翌月に電算報告を行うよう留意するこ
				と。
				7 児童手当・特例給付認定請求書又は児童手当・特例給付現況届において
				は、以下を参考に、同一生計配偶者の有無を確認すること。
				(1) 一般受給資格者の前年(1月から5月までの月分の児童手当について
				は,前々年。以下同じ)の所得(所得税法上の合計所得金額をいう。以 下同じ)が1,000万円以下の場合
				公簿等又は所得証明書において「控除対象配偶者」とあれば「同一生
				計配偶者」が、また、「老人控除対象配偶者」とあれば「70歳以上の同
				一生計配偶者」が有ることが確認できる。
				(2) 一般受給資格者の前年の所得が1,000万円超の場合
				一般受給資格者の配偶者(以下「配偶者」という。)について,一般
				受給資格者と同一生計であること並びに前年の所得及び前年の12月31日
				現在の年齢を確認し、以下の要件①のみ満たす場合は「同一生計配偶
				者」が、また、要件①及び②を満たす場合は「70歳以上の同一生計配偶
				者」が有ることが確認できる。なお,要件①を満たさない場合はいずれ
				も該当なしとなる。
				① 一般受給者と配偶者が生計を一にし、かつ配偶者の前年の所得が38

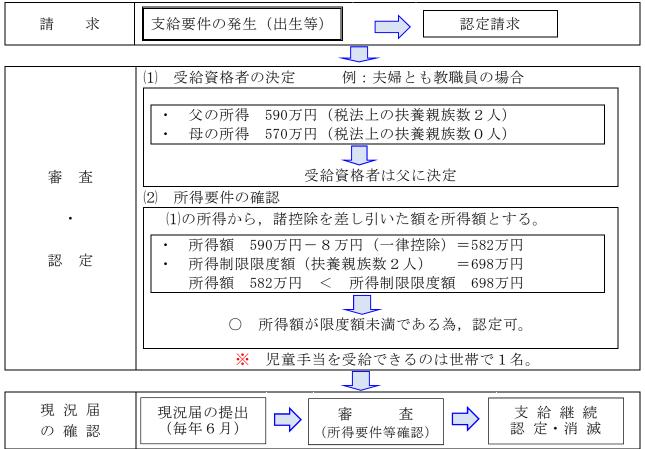
2021年度 児童-17の2

項目		処	理	方	法	
	万円以下で	あること				
	② 配偶者の	前年の12	月31日時点	の年齢が70歳	<b>遠以上である</b>	ること
	必要に応じて「	申立書(5	別添2:様	式例)を活月	用した上で,	公簿等により
	内容を確認する	こと。				
	8 退職に伴い随	時払いを	行った臨時	的任用職員為	ぶ, 再度任	用のため児童手
	当の支給対象と	なる場合	は、改めて	児童手当報告	告書により 智	電算報告を行う
	こと(認定月以	降分が支	払期日に払	われる。)。		

2021年度 児童-17の3

○ 夫婦共働き世帯における児童手当の認定について

認定等の流れ



### (注意事項)

- 1 審査及び認定
- (1) 受給資格者の決定
  - ① 両者の所得を市町村長の発行する所得証明書等により確認し、原則として所得の高い方を 受給資格者とする。
  - ② 両者の所得にほとんど差がない場合は、住民票、健康保険、所得税等の扶養控除の取扱い等、諸条件を勘案し、総合的に判断する。
  - ③ 少なくとも夫婦の一方が所得制限限度額以上の場合は、当該者をもって受給資格者と判断すること。
- (2) 所得要件の確認
  - ① 所得要件の確認は(1)で決定した受給資格者のみについて行う。
  - ② 所得制限限度額は扶養親族数に応じて定められている。
  - ③ 例えば、父が受給資格者に決定され、支給要件児童全員が所得税法上母の扶養親族となっている場合、父の所得額は扶養親族0人の区分で限度額を確認する。
    - ※ 出生等により支給対象児童が増え、額改定請求が提出された場合は所得の確認は要しない(認定済みの現況に基づき支給額を増額するだけの認定。)。

### 2 現況届の確認

- (1) 両者の所得は基本的には所得証明書により確認するが、所得の状況にほとんど変化がないと見込まれる世帯、配偶者が請求者よりも所得が低いことが明らかな世帯(配偶者が税法上の控除対象配偶者となっている場合や健康保険の被扶養者となっている場合など)については、事情聴取や年末調整時の給与支払証明書等による確認でも可とする。
- (2) 受給者の育休等により、配偶者の所得が受給者よりも高くなった場合でも、その事由が一時的なものであると見込まれる場合は、必ずしも受給者を変更する必要はない。

ただし,受給者が家計の主宰者と認められなくなった場合(受給者の育休等が長期にわたり, 所得が0円となったとき等)は、原則として受給者を変更すること。

3 現況届で受給者よりもその配偶者の前年所得が相当程度高いことなどにより、配偶者が受給資格者に該当するものと判断した場合

- (1) 現況届の審査により、受給資格を有しないと認められる受給者については、支給事由消滅処分(5月31日をもって支給事由消滅)を行うとともに、当該受給者に対して支給事由消滅通知を行う。
- (2) その際、新たに受給資格者となるべき者(配偶者等)については、5月中に請求を行わなくても、 従前の受給者の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、6月分から手当を支給する取扱いとする。
- (3) 受給者に対して現況届の提出を案内する際は、児童と生計を同じくする父母等のうち、前年所得の最多者が変わっている場合は、受給資格者が変更となる場合があり、その際は新たな受給資格者が申請を行う必要がある旨を周知すること。

# 児童手当・特例給付認定等に係る事務処理

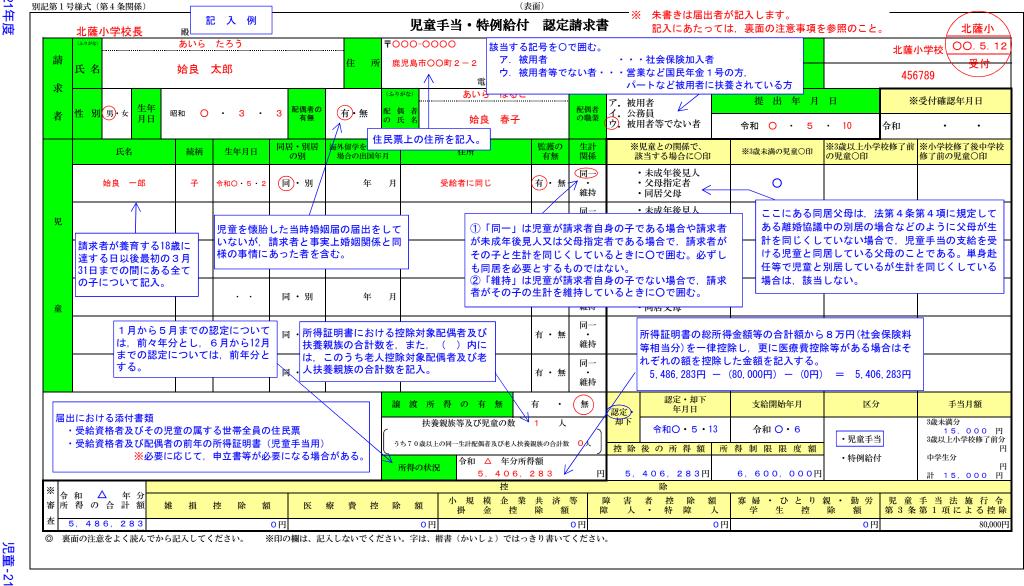
#### 必要な事務処理

少安 4 事 伤 欠 4 年 事務処理発生の要件	請求書及び 届の種類	添 付 書 類	職権によ る認定	通知	電算報告
新たに要件を備えた者がある場合 (第1子出生等)	認定請求書	受給資格者及び児童の属する世帯全員の住 民票の写し 受給資格者及び配偶者の前年の所得証明書	ı	0	0
支給対象となる児童が増えた場合 (第2子出生等)	額改定認定 請求書	受給資格者及び児童の属する世帯全員の住 民票の写し	-	0	0
第1子または第2子の子が3歳を迎えた場合	_	_	0	0	0
第3子以降の子が3歳を迎えた場合	=	_	-	_	0
第1子または第2子の子が12歳に達した日以 後の最初の年度末を迎えた場合	-	_	I	ı	0
第3子以降の子が12歳に達した日以後の最初 の年度末を迎えた場合	-	_	0	0	0
子が15歳に達した日以後の最初の年度末を迎えた場合(子が1人の場合)	-	_	0	0	0
子が15歳に達した日以後の最初の年度末を迎えた場合(子が2人以上いる場合)	ı	-	0	0	0
子が18歳に達した日以後の最初の年度末を迎えた場合(注1)	-	_	0	0	0
支給を受けるべき事由が消滅した場合 (対象児童がいなくなる等)	受給事由 消滅届	人事異動に伴う場合は,辞令の写し等事実 を確認出来る書類	-	0	0
退職者	-	_	0	0	0
国・他県・市町村への異動 (本県の給与が支給されない所属への異動)	_	_	0	0	0
現況届 (毎年6月すべての受給者)	現況届	受給資格者及び児童の属する世帯全員の住 民票の写し 受給資格者及び配偶者の前年の所得証明書	_	_	_
現況届の結果区分切り替えが必要となる場合	_	_	現況届を もって認 定	0	0

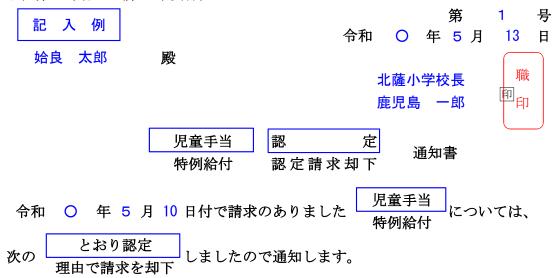
- ※ 1月から5月は、前々年の所得が定められた所得制限額未満の場合支給 6月から12月は、前年の所得が定められた所得制限額未満の場合支給 いずれも所得制限額以上であれば特例給付となる。
- ※(注1) 支給額や電算区分の変更もない場合は何も手続きをする必要はない。

# 異動者及び新規採用者等の児童手当の取扱い

X	分	支給 開始月	認定権者	備    考
	国,市町村職員→県	3月分	給与を負担 する所属庁 等	
職員	職員	4月分	県	認定請求書に前任命(認定)権者の発行した児童手 当受給事由消滅通知書,所得証明書及び住民票を添 付して15日以内に所属長に提出
	住所を変更する者	4月分	市町村	新住所の市町村からの支給(ただし、転出予定年月日から15日以内に新住所の市町村に手続きを行った場合に限る。)
国立大学法人附属学 校からの転入職員	(4/1以前)	5月分	県	4月中に認定権者が関係書類を受理した場合に限 る。
	住所を変更する者 (4/2以降4月末日	4月分	市町村	旧住所の市町村からの支給
的任用職員	まで)	5月分	県	4月中に認定権者が関係書類を受理した場合に限 る。
職員団体専従から復 帰する者 (4/1付け)	住所を変更しない者	4月分	市町村	4月1日に住民基本台帳のある市町村からの支給
	圧別を変更しない名	5月分	県	4月中に認定権者が関係書類を受理した場合に限 る。
在外日本人学校から 戻った職員			県	転入日以降、認定請求のあった日の翌月分から支給
	住所を変更する者	3月分	県	
国立大学法人附属学 校への転出職員	(4/1以前)	4月分	市町村	新住所の市町村からの支給(ただし、転出予定年月日から15日以内に新住所の市町村に手続きを行った場合に限る。)
		3月分	県	
退職者(3/31付け) 及び臨時的任用職員	住所を変更する者 (4/2以降 4 月末日 まで)	4月分	市町村	旧住所の市町村からの支給(ただし、4月1日から 15日以内に旧住所の市町村に手続きを行った場合に 限る。)
		5月分	市町村	新住所の市町村からの支給(ただし,4月中に新住 所の市町村に手続きを行った場合に限る。)
職員団体専従になっ た者 (4/1付け)	住所を変更しない者	3月分	県	
	正月  で 及実 しはい名	4月分	市町村	4月1日に住民基本台帳のある市町村からの支給 (ただし、4月1日から15日以内に住所地のある市 町村に手続きを行った場合に限る。)
在外日本人学校への		4月分	県	4月に委嘱辞令の交付を受けて赴任する場合は,4 月1日を支給要件消滅日として,4月分まで県が支
派遣者		5月分		給する。



別記第2号様式(第5条関係)



この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記 認定に関する事項 1. 支給対象児童数 (3歳未満) (3歳以上小学校修了前) (中学生) 計 人 児童手当 2. 区分 特例給付 3. 手当月額 (3歳未満) 15,000 円 円 (3歳以上小学校修了前) (中学生) 円 15,000 円 計 4. 支給開始年月 令和 ○ 年 6 月から 5. 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由 認定請求却下に関する事項 却下した理由 備考

別記第3号様式(第6条関係) (表面) ※ 朱書きは届出者が記入します。 記 入 例 記入にあたっては、裏面の注意事項 を参照のこと。 額改定認定請求書 児童手当 特例給付 額 改 定 届 出年 ※受付確 00.5.12 北薩小学校長 令和 ○・5 ・10 令和 歐 T000-0000 住所 鹿児島市〇〇町2-2 氏名 姶良 太郎 電話 住民票上の住所を記入。 **勇**·女 所属 北薩小学校 職員番号 456789 性別 者 月日 減 増 増 額  $\nabla$ は 額  $\mathcal{O}$ 别 額 減額 増 額 は 減 額 の 原 因 な る 児 童 海外留学をし ※児童との関係 同居• 監護の 生計 で、該当する場 ている場合の 氏名 続柄 生 年 月 日 住所 別居の別 有 無 関係 出国年月 合に〇印 <u>・</u> ・未成年後見人 同-姶良 二郎 子 令和 ○ ・ 5 ・ 2 (同)・別 令和 年 月 受給者に同じ (有) 無 • 父母指定者 - 同居父母 維持 ①「同一」は児童が受給者自身の子である場合 同一 • 未成年後見人 ・父母指定者 有・無 や受給者が未成年後見人又は父母指定者である ・同居父母 維持 場合で、受給者がその児童と生計を同じくして 同一 土出年祭日 1 いるときに〇で囲む。 ここにある同居父母は、法 ②「維持」は児童が受給者自身の子でない場合 第4条第4項に規定してあ で、受給者がその児童の生計を維持していると る離婚協議中の別居の場合 きに〇で囲む。 児童手当等の額の増額又は減 などのように父母が生計を 額の原因となる支給要件児童 増額の場合 同じくしていない場合で, についてのみ記入すること。 「ア」又は「イ」のいずれか該当す 児童手当の支給を受ける児 るものを〇で囲む。 童と同居している父母のこ 「イ」を〇で囲んだ場合には、その とである。単身赴任等で児 理由を具体的に記入すること。 童と別居しているが生計を 同じくしている場合は、該 ア) 出生 増 た理由 額 当しない。 イ.その他( ア.死亡した キ、父母指定者でなくなった (児童の生計を維持する父母等の帰国) イ. 監護しなくなった ウ.生計を同じくしなくなった ク. 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所 エ、生計を維持しなくなった 児童と同居しなくなった 減額した理由 オ. 日本国内に住所を有しなくなった (単身赴任の場合を除く) (留学を理由とするものを除く) カ. 未成年後見人でなくなった コ、その他( 事由の 令和 年 0 5 発 生 月 /日 2 減額の場合 ※認定・改定 ※認定・改定・ ※手当月額 「ア」から「コ」までのいずれか

減額の場合
「ア」から「コ」までのいずれか
該当するものを〇で囲む。
「コ」を〇で囲んだ場合には、そ
の理由を具体的に記入すること。

※認定· 改定· 却下  
 ※認定・改定 却下年月日
 ※認定・改定 年月
 ※手当月額

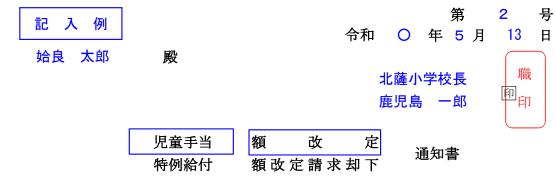
 令和〇・5・13
 令和〇・6
 3歳未満分 15,000円 申学生分 計 25,000円

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書(かいしょ)ではっきり書いてください。

届出における添付書類(増額の場合)

・受給資格者及びその児童の属する世帯全員の住民票 ※必要に応じて、申立書等が必要になる場合がある。

別記第4号様式(第7条関係)



児童手当 特例給付

の額の改定については

請求, 届出 により、次のとおり 職 権

改定 却下

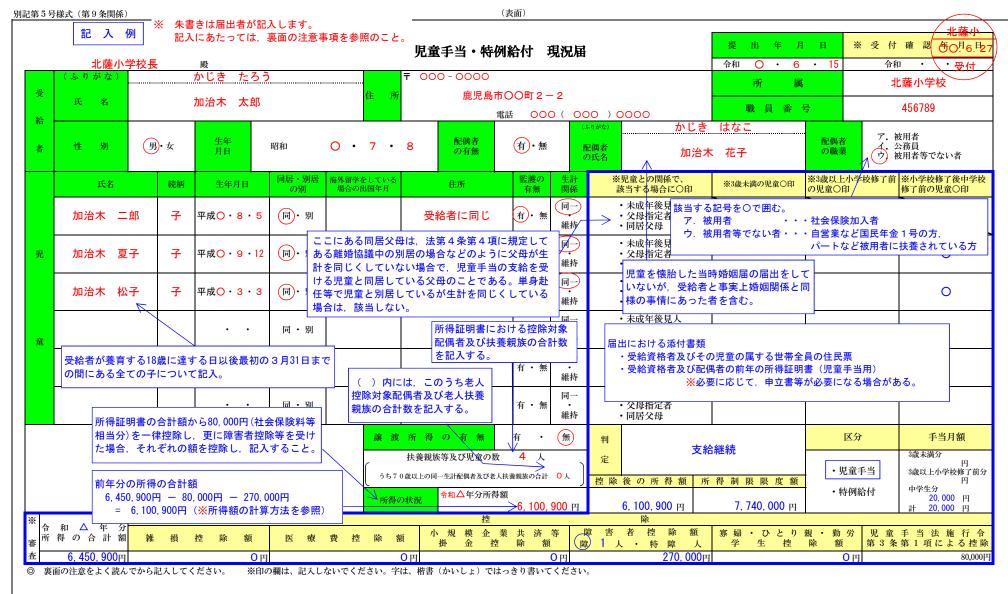
しましたので通知します。

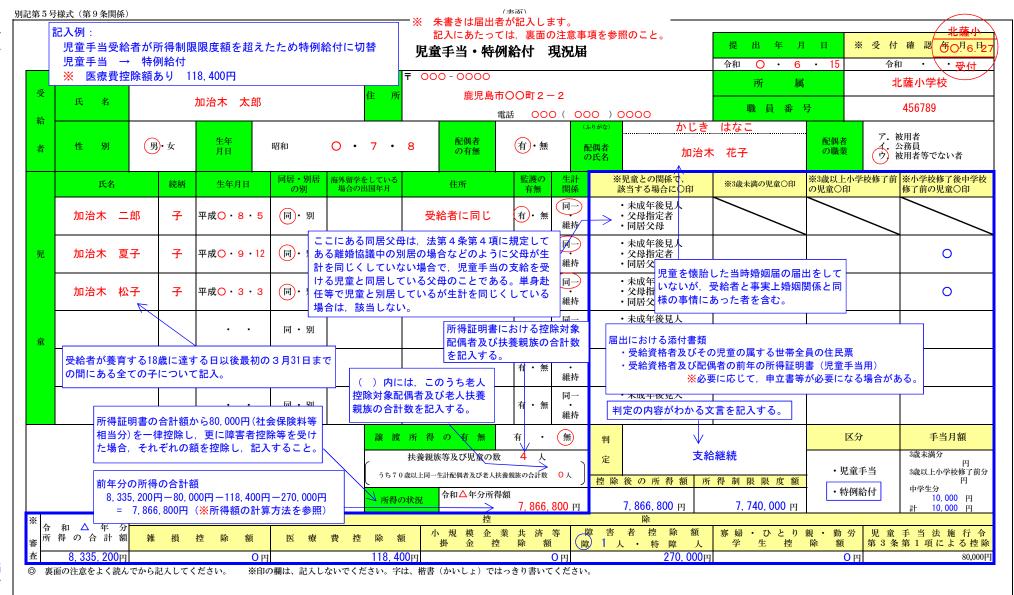
この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額改复	とに関する事項		
1. 改定後の支給対象児童数	(3歳未満) (3歳以上小学校修了前) (中学生) 計 2	1 1 人	人 人 人
2. 区分	児童手当 特例給付		
3. 改定後の手当月額	(3歳未満) (3歳以上小学校修了前) (中学生)	15, 000 10, 000	円 円 円
4. 改定年月	計 25,000 令和 〇 年 6 月から	円	
5. 改定 (増   減額) の理由 (額 改 定 請却下した理由	第〇子出生のため 求却下に関する事項		
備考			)





## 別記第2号様式(第5条関係)

記入例:現況届の審査により児童手当受給者が所得 第 3 令和 ○ 年 6 月 制限限度額を超えたため特例給付に切替 30 日 加治木 太郎 殿 職 北薩小学校長 車即 鹿児島 一郎 児童手当 認 通知書 特例給付 認定請求却下 児童手当 令和 ○ 年 6 月 15 日付で請求のありました については、

次の とおり認定 しましたので通知します。 理由で請求を却下

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

特例給付

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

認 定 に 関す る 事 項 1. 支給対象児童数 (3歳未満) 人 (3歳以上小学校修了前) 人 (中学生) 2 人 計 児童手当 2. 区分 特例給付 (3歳未満) 円 3. 手当月額 (3歳以上小学校修了前) 円 10,000 円 (中学生) 計 10,000 田 4. 支給開始年月 年 令和 0 月から 5. 支給要件児童に該当しない児童の氏名及びその理由 (加治木二郎(中学校を修了しているため) 認 定 請 求 却 下 に 関 す る 事 項 却下した理由 ) 所得制限限度額超過による児童手当から特例給付への切替 備考

学校	氏 住 氏 住 年 月	名       所       名       所       月       日	南	00-( さつま	DOO ŧ市O	0	花子 3 - 2			令和	0 •	4	• 3	令和	OO. <sup>2</sup>	
後更	住氏住	所 名 所	南	さつま	DOO ŧ市O	0								_ \	受	付/
後更	住 住	名 所 目 日	南	さつま	市〇		3 – 2									
更	住 年 月 氏	所目日		) ) (	北			2			電話(	000	) (	00	) 00	00
更	年 月	月日		O-0		薩	花子									
	氏			児島市			<b>–</b> 5				電話(	000	( C	000	) 00	00
〔前		夕			令			•	4	•	1					
. 64		41		_	<b>1</b> t	薩	夢子									
	住	所	〒 受	給者に	一同じ						電話		(		)	
	氏	名			北	薩	夢子									
後	住	所	〒 受	- 給者に							電話		(		)	
更					令	和	0	•	4	•	1					
前	氏	名	=	_												
נים ג	住	所									電話		(		)	
	氏	名														
	住	所	Т	_							電話		(		)	
								•		•						
前	住	所	₹	_												
		-									電話		(		)	
後			₹	-			変更	事事中	等を言	一番す	る。					
Ħ									,, ,,		на по		(		)	
			のため					•		•						
		住所		鹿児!	島市C	) 〇町	5 —				所	属		北南	を 小学	<del></del> 校
給者		氏名		-	北薩	花子	-				職員	番号		5	67890	
	前 後 更 前 後 更 異	氏住長上上食更年氏よ日日日よ日日日よ日日日よ日日日よ日日日よ日日日よ日日日よ日日日よ日日日よ日日日よ日日日よ日日日よ日日日よ日日日よ日日日よ日日日日よ日日日日よ日日日日よ日日日日よ日日日日よ日日日日日よ日日日日日日よ日日日日日日日よ日日日 </td <td>氏名       食       氏名       食       年月日       氏名       住所       各       住所       合者</td> <td>氏名       前       氏名       氏名       日氏名       丁       日氏名       日日名       日日名       日日名       日日名       日日       日日</td> <td>氏名       自由       氏名       日本月日       日本日       日本日</td> <td>氏名       前       住所       氏名       正月日       氏名       正月日       氏名       正月日       氏名       正月日       氏名       正月日       長方       正月日       正月日    <t< td=""><td>氏 名</td><td>氏名       自由       氏名       日本月日       日本日       日本日</td><td>氏名       自由       氏名       日本月日       ・       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       東年月日       中年月日       中年日       中年日<!--</td--><td>氏名       自用       氏名       日本月日       ・       日本月日       中年月日       中年日       中年日       中年日       中年日       中年日       中年日       中年日       &lt;</td><td>氏名       住所       氏名       世所       日本月日       氏名       日本月日       氏名       日本月日       日本月日       日本月日       東東事由等を記載す       東東動による転居のため       住所       「「〇〇-〇〇〇 」       雇児島市〇〇町5-5       電話〇〇〇( ○○○ ) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</td><td>氏名       住所       日本月日       日本日日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日</td><td>氏名       住所       氏名       日所       東年月日       氏名       日所       日所       電話       日所       電話       日所       東里町日       ・       変更事由等を記載する。       東里町日       ・       電話       日所       電話       日所       電話       日所       電話       日所       電話       日所       電話       日の       <td< td=""><td>氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       ・       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       東年月日       東年月日       中年月日       中年月日       中年月日       中東年月日       中東年月日       中東年月日       中東年月日       中東野による転居のため       日本日の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日</td><td>氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       東年月日       東年月日       東年月日       中華月日       中華日       中華日       中華月日       中華月日    <tr< td=""><td>氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       中国       中国</td></tr<></td></td<></td></td></t<></td>	氏名       食       氏名       食       年月日       氏名       住所       各       住所       合者	氏名       前       氏名       氏名       日氏名       丁       日氏名       日日名       日日名       日日名       日日名       日日       日日	氏名       自由       氏名       日本月日       日本日       日本日	氏名       前       住所       氏名       正月日       氏名       正月日       氏名       正月日       氏名       正月日       氏名       正月日       長方       正月日       正月日 <t< td=""><td>氏 名</td><td>氏名       自由       氏名       日本月日       日本日       日本日</td><td>氏名       自由       氏名       日本月日       ・       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       東年月日       中年月日       中年日       中年日<!--</td--><td>氏名       自用       氏名       日本月日       ・       日本月日       中年月日       中年日       中年日       中年日       中年日       中年日       中年日       中年日       &lt;</td><td>氏名       住所       氏名       世所       日本月日       氏名       日本月日       氏名       日本月日       日本月日       日本月日       東東事由等を記載す       東東動による転居のため       住所       「「〇〇-〇〇〇 」       雇児島市〇〇町5-5       電話〇〇〇( ○○○ ) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</td><td>氏名       住所       日本月日       日本日日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日</td><td>氏名       住所       氏名       日所       東年月日       氏名       日所       日所       電話       日所       電話       日所       東里町日       ・       変更事由等を記載する。       東里町日       ・       電話       日所       電話       日所       電話       日所       電話       日所       電話       日所       電話       日の       <td< td=""><td>氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       ・       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       東年月日       東年月日       中年月日       中年月日       中年月日       中東年月日       中東年月日       中東年月日       中東年月日       中東野による転居のため       日本日の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日</td><td>氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       東年月日       東年月日       東年月日       中華月日       中華日       中華日       中華月日       中華月日    <tr< td=""><td>氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       中国       中国</td></tr<></td></td<></td></td></t<>	氏 名	氏名       自由       氏名       日本月日       日本日       日本日	氏名       自由       氏名       日本月日       ・       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       東年月日       中年月日       中年日       中年日 </td <td>氏名       自用       氏名       日本月日       ・       日本月日       中年月日       中年日       中年日       中年日       中年日       中年日       中年日       中年日       &lt;</td> <td>氏名       住所       氏名       世所       日本月日       氏名       日本月日       氏名       日本月日       日本月日       日本月日       東東事由等を記載す       東東動による転居のため       住所       「「〇〇-〇〇〇 」       雇児島市〇〇町5-5       電話〇〇〇( ○○○ ) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○</td> <td>氏名       住所       日本月日       日本日日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日</td> <td>氏名       住所       氏名       日所       東年月日       氏名       日所       日所       電話       日所       電話       日所       東里町日       ・       変更事由等を記載する。       東里町日       ・       電話       日所       電話       日所       電話       日所       電話       日所       電話       日所       電話       日の       <td< td=""><td>氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       ・       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       東年月日       東年月日       中年月日       中年月日       中年月日       中東年月日       中東年月日       中東年月日       中東年月日       中東野による転居のため       日本日の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日</td><td>氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       東年月日       東年月日       東年月日       中華月日       中華日       中華日       中華月日       中華月日    <tr< td=""><td>氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       中国       中国</td></tr<></td></td<></td>	氏名       自用       氏名       日本月日       ・       日本月日       中年月日       中年日       中年日       中年日       中年日       中年日       中年日       中年日       <	氏名       住所       氏名       世所       日本月日       氏名       日本月日       氏名       日本月日       日本月日       日本月日       東東事由等を記載す       東東動による転居のため       住所       「「〇〇-〇〇〇 」       雇児島市〇〇町5-5       電話〇〇〇( ○○○ ) ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	氏名       住所       日本月日       日本日日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日       日本日	氏名       住所       氏名       日所       東年月日       氏名       日所       日所       電話       日所       電話       日所       東里町日       ・       変更事由等を記載する。       東里町日       ・       電話       日所       電話       日所       電話       日所       電話       日所       電話       日所       電話       日の       日の <td< td=""><td>氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       ・       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       東年月日       東年月日       中年月日       中年月日       中年月日       中東年月日       中東年月日       中東年月日       中東年月日       中東野による転居のため       日本日の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日</td><td>氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       東年月日       東年月日       東年月日       中華月日       中華日       中華日       中華月日       中華月日    <tr< td=""><td>氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       中国       中国</td></tr<></td></td<>	氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       ・       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       東年月日       東年月日       中年月日       中年月日       中年月日       中東年月日       中東年月日       中東年月日       中東年月日       中東野による転居のため       日本日の日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日	氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       日本月日       東年月日       東年月日       東年月日       中華月日       中華日       中華日       中華月日       中華月日 <tr< td=""><td>氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       中国       中国</td></tr<>	氏名       住所       日本月日       ・       日本月日       中国       中国

3 /mi	く(第12条関係)   ※ 朱書きは届出者が記入	します。		/ II.##						
己 入 例	記入にあたっては、裏に		を参照のこ	と。 OO. 1:	<del>رار</del> 2. 10					
	手当·特例給付 受給事由消滅届	1定		日 ※受付確認	年月月					
北薩小学		令和	O • 12 •	5 令和 •	<b>∕</b> •					
(ふりがな) <b>受</b> 氏 名	いぶすき はなこ 指宿 花子		生年月	日 昭和 〇・	11 • 2					
	₹ 000-0000									
合 住 所	鹿児島市○○町2-2	電話	000 (	000 ) 000	0					
所 属	北薩小学校	職員番号		456789						
	1. 受給者が日本国内に住所を有しなくなった	ž								
	2. 受給者が児童と別居することとなった(単	単身赴任の場合を	を除く)							
	3. 未成年後見人でなくなった									
	4. 父母指定者でなくなった(児童の生計を約	<b>推持する父母等の</b>	の帰国)							
	5. 児童について、次の事実が生じた									
	① 死亡した									
消滅した受給事由	② 監護しなくなった									
文和争田	③ 生計を同じくしなくなった									
該当する ものを○	<b>④</b> 生計を維持しなくなった									
で囲んで	⑤ 日本国内に住所を有しなくなった(留学を理由とするものを除く)									
ください	⑥ 里親等への委託又は児童福祉施設等~	への入所								
	⑦ その他 (			)						
	6. その他 (		)							
5 の 場	合における児童の氏名		指宿・	一郎						
消滅事	由の発生した年月日	令和 ○	• 1	1 • 3	0					
備										
考										
シ 裏面の注	意をよく読んでから記入してください。									
》※印の欄	は、記入しないでください。  悪(かいしょ)でけっきり悪いてください									
》※印の欄	は、記入しないでください。 書(かいしょ)ではっきり書いてください	0								

別記第8号様式(第12条関係)

記 入 例

第 3 号 令和 〇 年 12 月 15 日

指宿 花子 殿

北薩小学校長 鹿児島 一郎



児童手当 特例給付

支給事由消滅通知書

次のとおり

児童手当 特例給付

の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

2. 消滅の理由 児童と生計を同じくしなくなったため。

## 別記第8号様式(第12条関係)

記入例:現況届の審査による受給者の資格消滅

第 3 号

令和 ○ 年 7 月 20 日

指宿 花子 殿

北薩小学校長 鹿児島 一郎



児童手当 特例給付

支給事由消滅通知書

次のとおり

児童手当 特例給付

の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1. 消滅した日 令和

令和 ○ 年 5 月 31 日

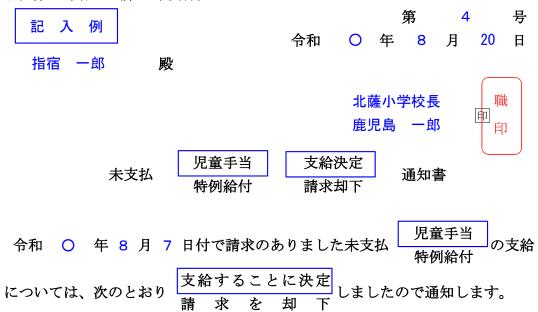
2. 消滅の理由

家計の主宰者たる地位を夫に変更したことによる。

※ 新たに受給資格者となるべき者については、従前の受給者 の消滅処分があったことを知った日の翌日から15日以内に請 求を行えば、6月分から手当が支給される。

北薩小学校長 た (ふりがな) 子者 氏 名	<ul><li>具体的事例が発生した場務所と確認・協議する。</li><li>いぶすき たろう</li></ul>	合、教育事   令和 ○・8・7   令和 ・・・
合者 (ふりがな) ・ タ	いぶすき たろう	
任 夕		死亡した 令和 O · 7 · 2
	指宿 太郎	年 月 日 令和 〇 · 7 · 2
,死	· ○○○ - ○○○○ 鹿児島市○○町2-2	
亡	電話 000(000)	0000
が 属	北薩小学校	職員番号 456789
¥.	氏 名	住 所
養	指宿 一郎 (14歳)	〒 - 請求者に同じ
l	指宿 春子 (10歳)	〒 一 請求者に同じ
7	指宿 夏子 (6歳)	〒 - 請求者に同じ
		<del>-</del> −
	当等の受給資格があった者(死 が養育をしていた児童(18歳に 一	   <del> </del>
<mark>見</mark> 達する	日以降の最初の3月31日まで	
<u></u> る。	こある者)の全てについて記入す	受給資格者が〇.7.23に死亡して         いるので、7月分までの請求とな
		<u>a.</u>
内請求期容	問 令和 ○ · 6 月分次 ○ · 7 月分次	
払希望金融機	機関 名 称 〇〇銀行〇〇支店	口座番号 123456
考		死亡した受給者が監護し
(ふりがな)	いぶすき	
清 氏 名	指宿	一郎
求 ———	T000-0000	
者 住 所	鹿児島市〇	〇町 2 — 2
Ħ		

別記第10号様式(第14条関係)



この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

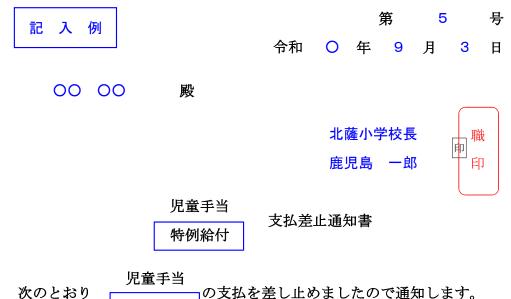
ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支	支払期間	令和 ○ 年 6 月分から 令和 ○ 年 7 月分まで
払の	支払金額	70, 000 円
内容	支払年月日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
	支払方法	口座振込による
却	下の理由	

# 別記第11号様式(第17条関係)

特例給付

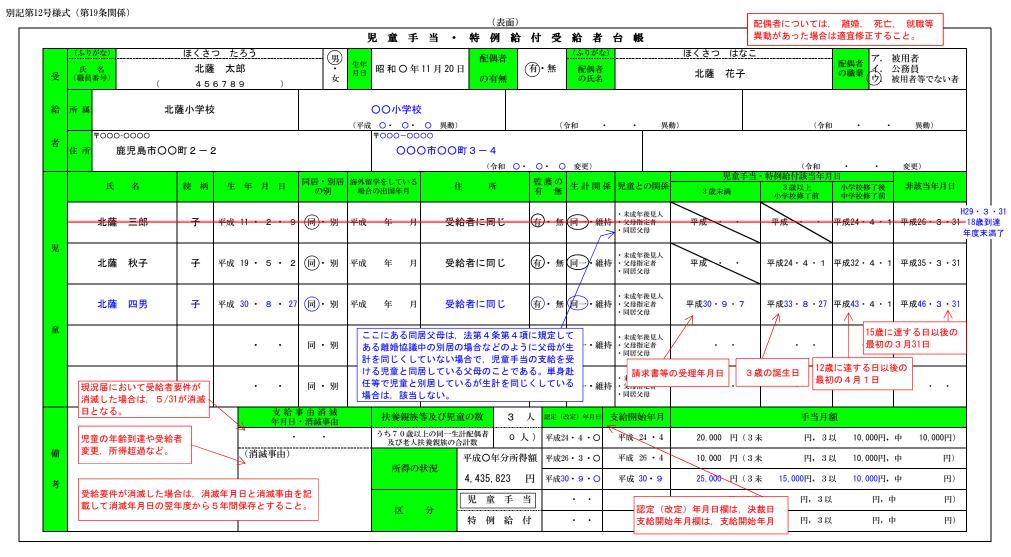


この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鹿児島県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支	支払差止事由	00000	
払			
差	支払差止額	60, 000	円
正			
の			
内	支払差止期間	令和 〇 年 6 月分から	
容		令和 ○ 年 7 月分まで	



児童-36

	(裏面)							
	年度 区分	平 成 29 年 度	平 成 30 年 度	令 和 元 年 度	令 和 記入欄がなくなった	   度   定場合は、裏面のみ貼付す		
	届出の有無	有・ 無	有・ 無	有・ 無		事項を転記して使用する。無無		
現	前年の所得額	Δ, ΔΔΔ, ΔΔΔ 円	O, 000, 000 円	0,000,000 M	該当年度の現況届の所得の状況 現欄を転記。	円		
況	扶養親族等及び児童の数	3 人	3 人	4 人	が作用で生ム記。	人		
170	うち70歳以上の同一生計配偶者 及び老人扶養親族の合計数	( 0 人)	( 0 人)	( 0 人)	(人)	( 人)		
届	区分	児童     手当       特例給付	児童     手当       特例給付	「児 童 手 当   特 例 給 付	児 童 手 当 特 例 給 付	児童 手 当		
	備考	., ,, ,,,						
	支払年月日	平成 29 · 10 · 20	平成 30 · 10 · 19	令 和 元 · 10 · 21	令和・・・	令 和・・・・		
	10	•	3歳未満分 15 000世 10月の給与支給日に支給した	3歳未満分 60,000円	3歳未満分   円	3歳未満分 円		
支	月児 童 手 当 等 の支 払 金 額		3歳以 児童手当等の区分ごとの金額 を記入。 小学校修「後中学校修「前分 円	3歳以上小学校修了前分 4 0 . 0 0 0 円 小学校修了後中学校修了前分 円		3歳以上小学校修了前分 円 小学校修了後中学校修了前分 円		
	期	計 40,000円	計 55,000円	計 100,000円	計	at Pi		
	支払年月日	平成30・2・21	平成31・2・21	令 和 · ·	令 和 · ·	令 和・・・・		
払	2	3歳未満分 円	3歳末が 2月の給与支給日に支給した 児童手当等の区分ごとの金額	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円		
	月児童手当等の	3歳以上小学校修了前分 40,000円	3歳以 を記入。	3歲以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円		
	支 払 金 額	小学校修了後中学校修了前分     円	小学校修了後中学校修了前分    円	小学校修了後中学校修了前分 円	小学校修了後中学校修了前分    円	小学校修了後中学校修了前分    円		
金	341	計 40,000円	計 100,000円	計 円	計門	計 円		
	支払年月日		令和元・ 6・21	令 和・・・・	令和・・・	令 和・・・・		
	6	3歲未満分 円	3歳未神 6月の給与支給日に支給した	3歳未満分 円	3歳未満分 円	3歳未満分 円		
	月児童手当等の	3歳以上小学校修了前分 40,000円	児童手当等の区分ごとの金額    3歳以  を記入。	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円	3歳以上小学校修了前分 円		
額	支 払 金 額	小学校修了後中学校修了前分     円	小学校修了後中学校修了前分    円	小学校修了後中学校修了前分    円	小学校修了後中学校修了前分    円	小学校修了後中学校修了前分    円		
	1001	計 40,000円	計 100,000円	計 円	計 円	ät H		
	備考		H30.8.9 第2子出生					

## 児童手当受給者台帳該当年齢早見表

生年月日	児	非教术在日日		
生 平月 日	3歳未満	3歳以上小学校修了前	小学校修了後中学校修了前	非該当年月日
H12.4.2 ~ H13.4.1 生			H25.4.1	H28.3.31
H13.4.2 ~ H14.4.1 生			H26.4.1	H29.3.31
H14.4.2 ~ H15.4.1 生			H27.4.1	H30.3.31
H15.4.2 ~ H16.4.1 生			H28.4.1	H31.3.31
H16.4.2 ~ H17.4.1 生		H24.4.1 <b>※1</b>	H29.4.1	R2.3.31
H17.4.2 ~ H18.4.1 生			H30.4.1	R3.3.31
H18.4.2 ~ H19.4.1 生			H31.4.1	R4.3.31
H19.4.2 ~ H20.4.1 生			R2.4.1	R5.3.31
H20.4.2 ~ H21.4.1 生			R3.4.1	R6.3.31
H21.4.2 ~ H22.4.1 生			R4.4.1	R7.3.31
H22.4.2 ~ H23.4.1 生	H24.4.1 <b>※1</b>		R5.4.1	R8.3.31
H23.4.2 ~ H24.4.1 生			R6.4.1	R9.3.31
H24.4.2 ~ H25.4.1 生			R7.4.1	R10.3.31
H25.4.2 ~ H26.4.1 生			R8.4.1	R11.3.31
H26.4.2 ~ H27.4.1 生			R9.4.1	R12.3.31
H27.4.2 ~ H28.4.1 生			R10.4.1	R13.3.31
H28.4.2 ~ H29.4.1 生		3歳の誕生日	R11.4.1	R14.3.31
H29.4.2 ~ H30.4.1 生	請求書等の	(例)	R12.4.1	R15.3.31
H30.4.2 ~ H31.4.1 生		R1.5.5の誕生日の	R13.4.1	R16.3.31
H31.4.2 ~ R2.4.1 生	受理年月日	児童の場合	R14.4.1	R17.3.31
R2.4.2 ~ R3.4.1 生		<b>R4.5.5</b> と記載する。	R15.4.1	R18.3.31
R3.4.2 ~ R4.4.1 生			R16.4.1	R19.3.31
R4.4.2 ~ R5.4.1 生			R17.4.1	R20.3.31
R5.4.2 ~ R6.4.1 生			R18.4.1	R21.3.31
R6.4.2 ~ R7.4.1 生			R19.4.1	R22.3.31

<sup>※1</sup> 子ども手当からの受給者で平成24年4月1日に認定があったとみなされる者は、平成24年4月1日現在に該当する区分に「H24.4.1」を記入し、該当する以前の区分には斜線(\)を引く。

(例)平成25年度に児童が小学校4年生の場合の受給者台帳記入例

生年月日	児	非該当年月日		
土中万口	3歳未満	3歳以上小学校修了前	小学校修了後中学校修了前	<b>乔</b> 极 3 千万 1
H15.4.2 ~ H16.4.1 生		H24.4.1	H28.4.1	Н31.3.31

6 5 4 3

北薩小学校

7 6 5 4 3 2

北薩小学校

65432

様式給第16号

カート

2019年度

令和 ○○ 年 ○○ 月分

指宿 太郎

秋子

日置

0 0 1 1 2

点検者 既に報告している内容に変更があった場合 No. 該当する欄だけ入力するのでなく、変更の ない欄も従前の数字を記入すること。 給与支払管理者 県教育庁教職員課長 記入者 児童手当が支給されなくなる場合は、36カ 事 印 1 6 北薩小学校 ラム以降の全てに「O」を記入すること。 作成所属名 💥 再任用職員(短時間勤務に限る。)及び臨 支給開始年月 時的任用職員は支給対象外であるため、入力し 児童手当 該当人数 ないこと。 作成所属名 氏 名 理 中 ・ 2 歳 学子また。 一歳か生の 年 月 摘 要 歳 学 未満 職員番号 生 報告の内訳 所属コード(1) らの 3 4 5 6 7 8 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 36 37 38 39 40 41 (第1子)(第2子)(第3子)(第4子)(第5子) 北薩小学校 指宿 太郎 児童手当該当 1人(3歳未満), 所得制限対象外 15,000 7 6 5 4 3 2 0 1 北薩小学校 鹿児島 二郎 児童手当該当 2人(3歳未満1人,中学生1人) 10.000 15.000 所得制限対象外 0 0 1 0 2 0 0 北薩小学校 南薩 三郎 18歳~16歳の子 児童手当該当 3人(小学生第2子までが1人、 10.000 10.000 15.000 小学生第3子以降が1人、中学生1人), 所得制限対象外 0人の場合 7 6 5 4 3 2 2 0 0 1 0 3 3 3 3 3 3 北薩小学校 姶良 四郎 特例給付該当 1人(中学生), 所得制限対象 5.000 7 6 5 4 3 2 4 4 4 4 4 0 4 北薩小学校 伊佐 五郎 特例給付該当 2人(3歳未満1人,小学生第2子までが 5,000 5,000 1人), 所得制限対象 6 5 4 3 北薩小学校 曽於 六郎 児童手当該当 1人(小学生第2子までが1人). 0 10,000 所得制限対象外 0 6 北薩小学校 肝属 七郎 児童手当該当 3人(3歳未満1人,小学生第2子までが 18歳~16歳の子 0 10,000 15,000 15,000 1人、小学生第3子以降が1人)、所得制限対象外 1人の場合 0 0 1 0 7 北薩小学校 八郎 大島 特例給付該当 2人(中学生2人), 所得制限対象 0 5.000 5.000 7 6 5 4 3 2 0 0 1 0 8 北薩小学校 川薩 花子 児童手当該当 2人(小学生第3子以降が2人), 0 15.000 15.000 0 所得制限対象外 0 9 北薩小学校 出水 梅子 18歳~16歳の子 特例給付該当 1人(3歳未満1人),所得制限対象 0 0 5,000 2人の場合 7 6 5 4 3 北薩小学校 熊毛 竹子 児童手当該当 2人(中学生第3子以降が2人),

所得制限対象外

児童手当を取り消す

の第2子まで1人(第1子))

0 1

3歳未満の児童数の誤りに伴い、令和元年11月から遡って

修正する(誤:3歳未満1人(第1子)→正:3歳から小学生

児童手当該当人数が誤っていたため令和元年4月から遡って

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

0

10.000

0 10,000 10,000

#### 第1表 受給者の状況

(1) 児童手								(単位:人)
		前年2月末現在全体体	本 年 2 月 末 現 在 全 体	(2)のうち留学等により国外に 居住する支給対象児童がいる 受給者数及び当該児童素	, (2) のうら木成年後兄人に ) ほっヹ	(2)のうち父母指定者に 係る受給者数及び児童数	(2)のうち法第4条第4項の 規定により認定を受けた者 (同居父母)に係る 受給者数及び児童数	(2) のうち外国人 受給者数及び児童数
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
受	給 者 数		6	<b>※</b> (3)~	 -(7)について, 複数の区分に該当	I する受給者がいた場合は、該当	する区分それぞれに計上する。	
	0 歳から3歳未満		2					
支給対象 児 童 数	3歳以上小学校修了前 うち第3子以降		6 2	<b>※</b> (1)~	-(7)について、3歳以上小学校修	了前の児童については、第3子	以降の児童数も、うち数として	記入する。
九重数	小学校修了後中学校修了前		4					
	計		12	0	0	0	0	0
(2) 特例給	付			本年2月5	R現在の受給者数及び各年齢区分	ごとの児童数を記入する。	T	
		前年2月末現在全体体	◆ 本 年 2 月 末 現 在 全 体	(2)のうち留学等により国外に 居住する支給対象児童がいる 受給者数及び当該児童数	(2) のうち未成年後見人に 保る受給者数及び児童数	(2)のうち父母指定者に係る受給者数及び児童数	(2)のうち法第4条第4項の 規定により認定を受けた者 (同居父母) に係る 受給者数及び児童数	(2) のうち外国人 受給者数及び児童数
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
受	給 者 数			<b></b> (3)~	(7)について、複数の区分に該当	する受給者がいた場合は、該当	する区分それぞれに計上する。	
	0 歳 か ら 3 歳 未 満							
支給対象 児 童 数	3歳以上小学校修了前 うち第3子以降			<del></del> %(1)~	-(7)について、3歳以上小学校修	   了前の児童については、第3子	 以降の児童数も、うち数として	記入する。
九 玉 奺	小学校修了後中学校修了前							
	計							

	区 分	児 童 手 当	特例給付	計
	0 歳から3歳未満	165,000	0	165,000
本年度中	3 歳以上小学校修了前	780,000	0	780,000
支払済分	うち第3子以降	300,000	0	300,000
	小学校修了後中学校修了前	320,000	0	320,000
	計	1,265,000	0	1,265,000

※ 支払金額は、児童手当照合リストと照合し、当該年度の6月、10月、2月の各支払期に 支われた手当額に、法第8条第4項のただし書きにある支払期月でない月に支払われた手当 額を加えたものを区分ごとに積み上げて、児童手当又は特例給付のいずれか該当する方へ記 入すること。(3歳以上小学校修了前の児童については、第3子以降の児童に対して支払っ た額も計上すること。)

学校名:

記 入 例

(様式例1)

## 別居監護申立書

令和○年△月□日

〇〇〇〇学校長 殿

【申立人】(児童手当の請求者)所 属 〇〇〇〇学校職員番号 111111氏 名 桜島 太郎

私は,支給要件の児童と別居しておりますが,監護し,かつ,生計を同じく している事実に相違ないことを申し立てます。

1. 支給要件の児童 ←

18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある全ての子について記入。

児童の氏名	続 柄	生年月日	住 所
桜島 一郎	長男	OO. 8. 8	〇〇市△△町1-1
桜島 花子	長女	00. 1. 4	〇〇市△△町1-1
桜島 桜	次女	OO. 1. 8	〇〇市△△町1-1

2. 別居の理由及び監護・生計同一の事実

○○○を理由とする単身赴任による別居。 現在も、児童の監護を行っており、また、生計についても、私の給与により負担しています。

- ※ OOOには、「児童の就学」、「自宅の管理」等単身赴任を要する事由 について、記載してください。
- ※ 支給要件の児童並びに請求者の属する世帯全員分の本籍等の省略されていない住民票(住所又は氏名変更の場合は、変更した者の属する世帯全員分の住民票)をそれぞれ添付してください。 **単身赴任手当認定簿の写しでも可**

(様式例2)

## 児童手当等に係る海外留学に関する申立書

殿

【申立人】(児童手当等の請求者)

所 属

職員番号

氏 名

私は、児童手当法第3条に定める留学等により国外に居住している児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

記

	(1)	氏名〔性別〕(生年月日)			〔男	· 女〕	(	年	月 日生)
	(2)	留学期間(予定)		年月	月日	$\sim$	年	月	日
	(3)	留学している教育機関等の名称							
1	(4)	留学の目的							
留学	(5)	居住地(国名・居住地)							
している	(6)	児 童 と 同 居 し て いる者の氏名 (続柄)	•				(	)	
留学している児童の状況等	(7)	留学前の国内居住状況	·	- 年 -	月~ 月~ 月~	年	月		

(裏面に続く)

		氏名 (続柄) 住所				
	(1)	父母等の氏名・住所 ( ) 〒 -				
2						
父母等の状況	(2)	監護の状況				
	(3)	生 計 関 係 の 状 況 (生活費の送金状況等)				
	(添	付したものに√)				
3 □ 留学の事実がわかる書類(留学先の在学証明書等)						
添		留学前の国内居住状況がわかる書類(戸籍の附票の写し、国内の学校における				
添付書類		在籍証明書等)				
類	翻訳書(添付書類が外国語で記載されている場合)					

#### (記入上の注意)

- 1(2)「留学期間(予定)」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日(予定日)を記入してください。
- 1(6)「児童と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童と同居している 全ての者について記入してください。
- 1(7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間 について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年 を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む 居住状況(日本国内の居住状況については住民票上の住所)を記入してください。
- 2(1)「父母等の氏名・住所」欄は児童の父母について記入する他、児童に未成年後見人 がいる場合は当該未成年後見人についても記入してください。
- 2(2)「監護の状況」欄及び(3)「生計関係の状況」欄は申立人(児童手当の請求者)と 児童の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の氏名、留学先の教育機関等の名称及び 留学開始年月日が記載された証明書類(留学先の教育機関等から発行される在学証明書等) を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者(親族 以外)の方の翻訳書を併せて添付してください(当該翻訳書に翻訳者の署名、押印及び連絡 先を記載してください。)。

## (様式例3)

## 監護・生計維持に関する申立書

年 月 日

殿

【申立人】(児童手当等の請求者) 所 属 職員番号 氏 名

私は、下記の児童を監護し、かつ、その生計を維持している事実に相違ない ことを申し立てます。

1. 監護・生計維持している児童

児童の氏名	生年月日	住 所

2	児童がその父母に監護されず	または生計を同じくしていない理	+
<i>4</i> .		あたは土川と同じくして、なく生	-

3. 請求者が児童を監護し、その生計を維持しなければならない理由

1日音を別長している担合の監禁・仕送り祭の出現

4. 児童と別居している場合の監護・仕送り等の状況

※ この申立書は、請求者が子でない児童を監護し、<u>生計を維持している</u>場合に使用する ものです。

(様式例4)

# 児童手当等の受給資格に係る申立書 (未成年後見人)

殿

【申立人】(児童手当等を請求した未成年後見人) 所 属 職員番号 氏 名

私は、児童の未成年後見人であることを当該児童の戸籍抄本を添えて申し立てるとともに、当該児童の父母の状況等について、下記のとおり申し立てます。

記

			氏 名	性別	生年月日
1	未成年被後見人である 児童の氏名等			男・女	年 月 日生
				男・女	年 月 日生
	上記の児童の父母の状	続柄	氏 名		住所等
2		父		勤務先:	
	況	<b>母</b>		〒 - 勤務先:	

(注) 2の父又は母の氏名,住所,勤務先は,必ず明記してください。 また,公務員の場合は,所属先を記入してください。

(様式例5)

## 児童手当等の受給資格に係る申立書

殿

【申立人】(児童手当等の請求者) 所 属 職員番号 氏 名

私は、児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)第 4 条第 4 項の規定に基づく児童と同居している者として、下記のとおり申し立てます。

記

同居している児童	氏名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(	年 月 日生)
	氏名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(	年 月 日生)
	氏名 〔性別〕(生年月日)	〔男・女〕(	年 月 日生)
別居している配偶者(上 記児童の親)の状況	氏 名		
	上記児童との続柄		
	住所	〒 – 勤務先 <b>:</b>	
配偶者との別居に係る状況	※該当欄に√、その他の場合は〔 〕に具体的理由を記入してください。 □ 離婚協議中につき別居している □ その他〔 〕		
配偶者との別居に係る 状況を証明する書類	別添 (※)		

<sup>※</sup>離婚協議中であることを明らかにできる書類(協議離婚申入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出 状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等)を添付してください。

(別添2:様式例)

# 同一生計配偶者に関する申立書 (認定請求書・現況届用)

(申立先) ○○○○学校長 殿

【申立人】(児童手当等の請求者)

氏 名

私は、前年(請求日が1月から5月までの間にある場合は、前々年)の12月31日時点において、下記の者が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する同一生計配偶者であることについて、申し立てます。

記

4. = 1 = 1 /B + 4 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	氏 名	性別	生年月日
·生計配偶者(70歳未満) ·生計配偶者(70歳以上)		男・女	年 月 日生
工可配阀有 (10减少工)		力。女	( 歳)

#### (注意事項)

- この申立書は、「児童手当・特例給付 認定請求書」又は「児童手当 現況届」を提出する方が、 前年(請求日が1月から5月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(当該年の途中で死亡し た場合には、その死亡の日)において同一生計配偶者がある場合に、ご記入いただくものです。
- 所得税法に規定する同一生計配偶者とは、前年(請求日が1月から5月までの間にある場合は前々年)の12月31日(当該年の途中で死亡した場合には、その死亡の日)において、次のいずれにも該当する方をいいます。
  - ① 民法の規定による配偶者である(内縁関係の人は該当しません)
  - ② あなたと生計を一にしている
  - ③ 前年(請求日が1月から5月までの間にある場合は、前々年)分の所得税法上の合計所得金額が48万円以下である
  - ④ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者ではない
- <u>前年(請求日が1月から5月までの間にある場合は、前々年)の12月31日時点(当該年の途中で</u> 死亡した場合には、その死亡の日)の年齢を記入してください。

### 児童手当に係る質疑応答編

(注) 設問末尾の【①】は本県における通知通達、【②】は諸手当認定・電算マニュアル(増補版) (令和3年6月 県教育庁教職員課改訂)からの出典です。

また、【③】は県事協による質疑応答ですので参考にしてください。

#### 第1 監護要件及び生計要件

#### 1 監護

- (問1) 父母が離婚して住所を別にし、児童は母と同居しているが、児童と別居している父が定期的に児童と面会しているような場合、父母の合意があれば、児童と別居している父に児童手当を支給することはできるか。【②】
- (答1) 児童手当法第4条第4項の規定に基づき、離婚又は離婚協議中である父母が別居しているような場合は、児童の生計を維持する程度に関わらず、同居している者に支給することになる。

#### 2 法第4条第1項第1号関係

- (問2) 中学校修了後,18歳に達する日以後の3月31日までの間にある子が婚姻している場合や, 就職している場合も「児童」としてカウントするのか。【②】
- (答2) 婚姻している児童は、民法上成年に達した者とみなされるので、父母に監護されているとはいえず、「児童」には含めない。

また,就職している子が全く父母の監護を受けていないか,または独立して生計を営んでいると認められる場合は、やはり「児童」には含めない。

#### 3 父母がともに監護及び生計要件を満たす場合

(問3) 「少なくとも夫婦の一方が所得制限限度額以上の場合は、当該者をもって受給資格者と 判断すること。」とあるが、以下のケースの場合はどのように判断することになるのか。

(2)	6 6	丰婦	(共働き)	児帝 9	人世港

	父	母
扶養親族等の数	2人	0人
保険の適用状況	児童2人を扶養	本人のみ
前 年 所 得	697万	622万
所得制限限度額	698万	622万
認定した場合に 支給する手当等	児童手当	特例給付

(答3) 「生計を維持する程度の高い者」の判断に当たっては、まず父母の間の収入(所得)の 状況を考慮することになり、原則として収入が高い方が「生計を維持する程度の高い者」 に該当することになる。

父母のうち, 所得の高い方が所得制限限度額以上の所得がある場合は, 当該者をもって 受給資格者と判断することが適当である。

2021年度 児童一47

よって、設問のケースでは、母は一見所得制限限度額以上となっているが、所得の高い 父は所得制限限度額未満となるので、原則父が受給資格者となる。

ただし、健康保険の適用状況(父母のどちらの被扶養者となっているか)、住民票上の取扱い(父母のどちらが世帯主になっているか)等について、収入(所得)の高い者が該当していない場合は、その事情を勘案した上で判断することになる。

- (問4) 受給資格者の決定において原則として所得の高い方を受給資格者とし、夫婦の所得にほとんど差がない場合は総合的に判断するとあるが、ほとんど差のない場合とは具体的にどれぐらいの所得の差をさすのか。【②】
- (答4) 個別事情により判断する必要があり、具体的に示せるものではないが、扶養認定において夫婦が共同して子を扶養している場合(夫婦とも県職員の場合を除く。)の「主たる扶養者」の要件(職員の所得が配偶者の所得の9割以上であること。)は、1つの目安になると思われる。

#### 第2 認定及び支給

- 1 法第8条第3項関係
- (問5) 6月以降の新規認定請求を受け付ける際、配偶者の所得も確認することになるが、例えば月末に児童が出生した場合で、出生日から15日以内に認定請求を行った結果、請求者の所得よりも配偶者の所得が高いことが出生日から15日を過ぎた後(翌月)になって判明したというような場合は、配偶者が受給資格を有すると知った日の翌日から15日以内に請求を行えば、児童が出生した翌月分から支給して差し支えないか。【②】
- (答5) 差し支えない。

#### 2 認定請求書及び添付書類

- (問6) 受給資格者の支給要件児童が高校生と中学生のみであり、受給資格者と高校生の子が別居をしている場合、認定請求の際に当該高校生の子の属している世帯の全員の住民票を省略して差し支えないか。【②】
- (答6) 認定請求について,支給要件児童に3歳以上小学校修了前の児童及び今後これに該当することとなる3歳未満の児童が含まれない場合は,受給資格者として別居している高校生の子の属している世帯の全員の住民票を省略しても差し支えない。
- (問7) 第2子以降を出生した場合は、額改定認定請求書を提出することになるが、例えば5月に第2子が出生したこと等により手当額が増額するような事由が発生した場合、額改定認定請求書と現況届を両方提出することになるのか。【②】
- (答7) 増額の改定は、すでに児童手当の支給を受けている者が請求を行うため、原則として所得の確認まで必要としていない。
  - 一方,現況届については,児童手当の支給を受けている者は全員提出する必要があり,前年の所得の状況及びその年の6月1日時点の支給事由を確認することになる。

よって、額改定認定請求書と現況届は確認事項等が異なるため、5月に手当額が増額するような事由が発生した場合であっても、額改定認定請求書及び現況届の提出が必要になる。

- (問8) 夫婦間で所得額が逆転し、受給者を変更する場合、新たに認定請求を行う者の添付資料 として、配偶者の「支給事由消滅通知書」の写しを求めることができるか。【②】
- (答8) 新たな認定権者においては、児童手当の二重支給を防止するために、何らかの確認ができればよい。
- (問9) 父母がともに支給要件に該当する場合に、児童手当法第4条第4項の規定に基づく認定 (同居優先)を受けようとする離婚協議中の職員が、「児童手当の受給資格に係る申立書」 を提出する際、裁判所の呼び出し状など公的機関が発出した文書が準備できないときはど のような書類を添付すればよいか。【②】
- (答9) 職員の配偶者から、職員と離婚協議中である旨の申立書を徴することにより、児童と同居している職員を受給資格者として取り扱ってよい。

なお、職員が配偶者と別居し、児童と同居している場合でも、配偶者が監護・生計同一の要件を欠いていると認められる場合は、上記申立書や添付書類の提出の必要はない。

#### 3 現況届等

- (問10) 現況届は6月中に提出することとされているが、期限を過ぎて提出した者はどうなるのか。また、現況届は6月中に提出されたが、添付書類の所得証明書の提出漏れがあった場合、7月以降の証明日となっても構わないか。【②】
- (答10) 督促を行ってもなお提出がない場合は、現況の確認ができるまで、手当の支給を一時的 に差し止め、その後現況届が提出され、支給要件を引き続き具備していることが確認できれば、その時点で差し止めを解除することになる。

なお,現況届が期限内に提出されていれば,添付書類が多少遅れても支障ない(添付書類の提出があるまで審査は保留する。)。

(問11) 育休等を取得している等の理由で、現況届提出時に所得が無い場合でも、前年の所得で 判定することになるのか。

夫婦のうち所得の高い方が育休等により一時的に所得が低くなり、その後仕事に復帰し、明らかにその年の所得が高くなるというような場合であって、かつ、夫婦ともに所得が所得制限限度額未満の場合でも、毎年現況届で前年の所得を比較し、受給資格者を判定することになるのか。【②】

(答11) 所得の判定については、前年の所得で判定することになる。

しかし、従来から所得が高かった者が、育休等により一時的に所得が低くなり、その後 仕事に復帰したこと等により再度所得が高くなることが明らかな場合で、かつ、夫婦とも に所得が所得制限限度額未満の場合は、健康保険の適用状況や住民票上の取扱い等を勘案 した上で、従来から所得が高かった者を引き続き受給資格者として認定して差し支えない。

ただし、受給者が家計の主宰者と認められなくなった場合(受給者の育休等が長期にわたり、所得が0円となったとき等)はこの限りでない。

なお、夫婦のうち、育休等を取得していない方の所得が、所得制限限度額以上である場合は、基本的に当該者をもって受給資格者と判断することが適当である。

- (問12) 現況届の確認については、夫婦の所得は基本的には所得証明書により確認するが、所得の状況にほとんど変化がないと見込まれる世帯等については、事情聴取や年末調整時の給与支払証明書等による確認でも可とするとある。所得の状況にほとんど変化がないと見込まれる世帯とは、具体的にどのような世帯か。【②】
- (答12) 配偶者が専業主婦で所得がない世帯,夫婦ともに県職員で所得に大きな変動がない世帯 などが考えられる。
- (問13) 現況届の際,配偶者に所得がある場合は必ず所得証明書が必要か。また、添付する所得証明書は通常のものでよいか。【②】
- (答13) 所得の状況にほとんど変化がないと見込まれる世帯や配偶者が請求者よりも所得が低いことが明らかな世帯(配偶者が税法上の控除対象配偶者となっている場合や健康保険の被扶養者となっている場合など)については、例外的に不要とするが、それ以外については所得証明書を徴して確認する(配偶者の職業が「被扶養者でない者」となっていても、事業所得等がある場合が考えられる。源泉徴収票等では給与所得の状況しか把握できない。)。所得証明書は「児童手当用」とするが、「児童手当用」でなくても、控除額等について必要な証明がなされている限りにおいて可とする。
- (問14) 受給者の育休等により、配偶者の所得が受給者よりも高くなった場合でも、その事由が 一時的なものであると見込まれる場合は、必ずしも受給者を変更する必要はないとあるが、 どのような場合か。【②】
- (答14) 育児休業のほか、休職、育児短時間勤務、介護休暇、部分休業等の事由により給料を減額される結果、夫婦間で所得が逆転する場合である。

ただし、受給者の育休が1年以上にわたり、前年度の所得証明書において所得額が0円となった場合は、この限りでない(現況届の時点で復帰していて収入がある場合も、前年度の所得証明書で判断する。)。

- (問15) 現況届で前年の所得証明書を確認した際、配偶者に一時的な所得があり受給者よりも所得がはるかに高くなってしまっているような場合は、受給者変更をする必要があるか。 【②】
- (答15) 特に申立書の提出があるなど、何らかの方法によって配偶者の所得が恒常的なものかど うかを確認できる場合を除き、所得証明書上の所得金額(合計額で記載されている。)を比 較し、判定することになる。
- (問16) 現況届の結果、受給者変更をすることとなった場合で、夫婦双方が教職員でも再度住民

票や所得証明書を添付して請求することとなるのか。添付書類を省略することはできないか。【②】

- (答16) 異なる認定権者へ認定請求をする場合は、添付書類を省略することはできない(写しを添付することも不可)。
- (問17) 離婚協議中につき別居していて、児童手当法第4条第4項の規定に基づく認定(同居優先)を受けていた父又は母が、その後離婚した場合、現況届において毎年申立書を提出してもらうことになるのか。【②】
- (答17) 離婚協議中につき別居していて、児童手当の認定を受けていた者が離婚した場合は、現 況届の際に申立書と離婚した事実を明らかにする書類(戸籍抄本の写し等)を提出しても らうことで、翌年以降の現況届では、申立書の提出を省略して差し支えない。

#### 4 その他

- (問18) 3歳になった子が第3子以降の子である場合は支給額に変更がないので、受給者への通知は不要という取扱いでよいか。【②】
- (答18) お見込みのとおり。
- (問19) 児童手当の受給者を変更した結果、扶養手当の受給者や扶養控除申告書と一致しなくなる場合、これらの整合性や関係は考えなくてよいか。【②】
- (答19) すべてが一致する場合もあるが、それぞれ別個の法令、例規にもとづく制度であるので、 一致しないとしても不適切であるとはいえない。
- (問20) 扶養親族等の算定にあたっては、施設入所等児童を除くことになるが、1月1日以降に 転居してきた人の所得証明書に記載されている扶養親族等のうち、施設入所等児童が含ま れるかどうかはどのようにして把握することになるか。【②】
- (答20) 市区町村長が発行する所得証明書には、扶養親族のうち施設入所等児童の数は記載されないので、認定請求を行う際等に申請者に聞き取りを行う等により把握に努めること。
- (問21) 認定請求書や現況届に、前年の所得を受給(請求)者が記入する「所得の状況」という 欄があるが、この欄には控除前の額を記載するのか、控除後の額か。【②】
- (答21) 控除後の額(様式裏面の注意事項を参照する。)。

#### 第3 その他

- (問22) 外国に居住していたことにより、前年に住民税の課税対象となっていなかった者については、所得なしと取り扱ってよいか。
  - 例えば父が海外に居住し、母が国内に居住している場合は、母が受給資格者になるが、 父の前年の所得を確認する必要はあるか。【②】
- (答22) 所得の判定に係る所得の額は、市町村民税に係る前年の所得の額を基礎とするので、設

問のようなケースについては、外国に居住していた旨の申立書を徴した上で、所得がない ものとして取り扱って差し支えない。

申請時や現況届時に父が国内に住所を有していない場合も同様。

# (問23) 在外教育施設等に赴任及び在外教育施設等から帰国した職員の児童手当認定等に際しての留意点は何か。【③】

(答23) 在外教育施設等に赴任した場合は、支給要件に該当しないため、児童手当の受給事由の 消滅の手続きが必要になる。また、在外教育施設等から帰国した場合については、新たに 受給資格が生じたものとして認定請求の手続きが必要になる。認定請求に際しては、受給 資格者及び児童の属する世帯全員の住民票の写し・海外に居住していた旨の申立書等が添 付書類として必要である。

#### (問24) 学校に勤務する臨時的任用職員の取扱いはどのようになるのか。【③】

(答24) 具体的には「年度末年度当初通知」や以下を参考にして取扱うこと。

#### (1) 臨時的任用職員として新たに任用された者

4月から臨時的任用職員になる場合は、4月分の児童手当は居住地の市町村から支給され、4月中に認定権者に申請手続を行えば5月分からは県から支給される。

4月	5月
臨時的任用職員(4/1 新規任用)	臨時的任用職員
4月分は居住地の市町村から支給	4月中に認定権者に申請すれば5月分
	からは県から支給

### (2) 児童手当認定後に任用期間が満了し、再度任用された者 (公立学校共済組合員資格を継続して有する者)

公立学校共済組合員資格を喪失しない場合は、引き続き県から支給される。

3月	4月 臨時的任用職員(4/1 再度任用)
臨時的任用職員(3/31 任期満了)	又は新規採用職員(4/1 新規採用)
県から支給	県から支給

#### (3) 児童手当認定後に任用期間が満了した者(公立学校共済組合員資格を喪失した者)

公立学校共済組合員資格を喪失する場合は、任用期間満了日が支給要件の消滅日となり3月分までは県から支給される。

任用期間満了後15日以内に居住地の市町村に児童手当の申請手続を行えば4月分から 市町村からの支給となる。

なお,この場合,旧所属から受領した「児童手当支給事由消滅通知書」を持参すること。

3月	4月
臨時的任用職員(3/31 任期満了)	被用者等
県から支給	任用期間満了後,15日以内に申請手続を すれば4月分からは市町村からの支給

※ 被用者とは、民間企業に勤務し、厚生年金の被保険者をいう。

(以下,「令和3年6月以後の月分の児童手当の所得制限の判定に係る所得の計算方法に関する質疑応答集」より)

- (問25) 改正後の児童手当法施行令第3条に基づく給与所得金額及び公的年金等に係る雑所得金額の合計額からの最大10万円の控除は、従来から規定されていた8万円の控除とは違うものですか。【①】
- (答25) その通りです。10万円と8万円は別個の控除のため、児童手当の所得の計算に当たって、給与所得又は公的年金等に係る雑所得(以下「公的年金等所得」という。)を有する方については、合計で最大18万円を控除することとなります。
- (問26) 児童手当の所得計算に用いる総所得金額について、具体的にどのように計算すればよいですか。【①】
- (答26) 所得税法に規定する給与所得又は公的年金等所得を有する者は、給与所得額と公的年金等所得額の合計額から10万円を控除して得た金額に、公的年金等所得以外の雑所得金額を合算した額を用いて総所得金額を計算しますが、実務上は、市町村民税に係る総所得金額から10万円(給与所得及び公的年金等所得の合計額が10万円に満たない場合は、その額)を控除して計算することとしても差支えありません。
  - ※ 所得制限の判定に用いる最終的な所得額については、上記総所得金額及び児童手当法施行令第3条第1項に定めるその他の所得額の合計額から8万円を控除した上で、同令第3条第2項に定める各種控除額を控除して算出します。

なお、令和3年6月のデータ標準レイアウト改版後は、情報連携により総所得金額を確認することが可能となります。

- (問27) 認定請求書又は現況届の審査を書面で行う場合,最大10万円の控除をどのように記載 すればよいですか。【①】
- (答27) 実施主体の判断により、児童手当法施行規則で定める認定請求書(様式第2号)又は現 況届(様式第6号)の審査欄において、
  - 最大10万円の控除を欄外に記載する
  - ・ 様式に調整を加え、最大10万円の控除の計算欄を新たに設ける
  - ・ 「児童手当法施行令第3条第1項による控除」の欄に、8万円と最大10万円の控除額の合計額(満額の場合は18万円)を記載する 等の方法で審査を行うことが考えられます。

2021年度 児童一53